

三宅島噴火災害の被災者に対してとった支援措置一覧

平成17年4月1日現在

対策	担当省庁等	概要	実施時期
＜生活支援一般＞			
避難所の設置	厚生労働省	三宅村の避難者に対し、避難所を設置。	H12.6.26 ~ 9.4
避難住民の一時受入れ	文部科学省	三宅島民の一時避難場所として、国立オリンピック記念青少年総合センターを提供、住民を受入れ。	H12.9.3 ~ 9
生活必需品 31 品目の供与等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品・家電等 31 品目を供与。 ・日赤が毛布 3,464 枚、日用品セット 2,294 個、お見舞品セット 3,275 個、バスタオル 3,720 本を配布。 	H12.8.31 ~ H.13.1.26
被災者生活再建支援金の支給	内閣府	<p>長期避難している全世帯に対して被災者生活再建支援法を適用（H17.2 末で 1,484 世帯に対して 11 億 7,856 万円支給）。</p> <p>長期危難指示が解除されたことに伴い、長期避難解除世帯特例経費又は居住関係経費（複数世帯 200 万円、単身世帯 150 万円）の支給開始。</p> <p>※被災者生活再建支援法の支給対象とならない世帯で、避難生活により収入の途を失った方について、東京都が単独で支援金（複数世帯 50 万円、単身世帯 37.5 万円）を支給（H16.7 末で 136 世帯に対して約 6,386 万円支給。）。</p>	H12.12.1 ~ H 17.2.1 ~
生活福祉資金（生活資金）の貸付	厚生労働省	<p>当座の生活費を必要とする世帯について 10 万円（利率 3%、据置期間 避難指示解除後 12 月以内、償還期限 4 年以内）を貸付（据置期間中は無利子。なお、都単独の利子補給により無利子化）。</p> <p>・ 569 件（計 5,690 万円）に対して貸付を実施。</p>	H12.9.1 ~ H17.1.31
生活福祉資金（離職者支援資金）の貸付	厚生労働省	三宅村内において就業していた生計中心者であって、三宅村への帰島後、村内で就業することを希望する者に 20 万円（単身者 10 万円）を 12 ヶ月を限度に貸付（利子 3%（据置期間	H14.8.14 ~ H17.1.31

		0%)、償還期限7年(据置期間 避難指示解除後12月以内))。 ・102世帯 17,630万円に価値に対して貸付を実施。	
災害援護資金の貸付	厚生労働省	家屋等に被害を受けた世帯に対し、国制度に都単独分を上乗せして貸付。 ・貸付額 最高500万円(国350万円、都150万円) ・利率 0%(国制度利子3%、都制度利子1%について、都と村で利子補給を実施予定) ・実績 なし(H16.7末)	H12.8.31～
救護班の派遣等	厚生労働省	・三宅村に国立病院東京災害医療センター(現独立行政法人国立病院機構災害医療センター)より救護班を派遣。 ・日赤が大森赤十字病院、武蔵野赤十字病院(H12.6.27～29)、津久井赤十字病院(H12.6.29～30)より救護者を派遣。 ・日赤が東京都支部の連絡調整員3名を三宅村に派遣。	H12.6.29,30 H12.6.27～30 H12.6.28～30
噴火災害生活支援資金の貸付	三宅村	被災者の生活の安定を目的として実施。 ・貸付額 1件30万円 ・利息 無利子 ・償還期間 5年間(2年間据置) ・条件 H12.6.26現在三宅村の住民であること ・実績 204世帯 6,120万円(H17.3末)	H12.10～
三宅村災害保護特別事業	三宅村	村民の避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してから自らの努力により生活の再建が可能となるよう支援。 対象：①被災日に三宅村に住所を有し、かつ帰島意思を有する世帯 ②災害保護の対象とならない世帯 ③収入認定額が基準額以下であること ④義援金、支援金を含めて預貯金の保有額が500万円以下で預貯金を預託する世帯 支給額：生活保護基準額を準用する基準額と世帯の収入認定額を比較して、収入認定額が基準額に満たない場合に、その不足額を支給。 実績：46世帯 5,865万円(H17.2末)	H15.2 ～H17.2
商品券の配布	三宅村	島外に避難している住民の生活支援策の一環として、1世帯あたり2万円の商品券を配布。 ・実績 1,944世帯	H12.11.29
義援金の配分	三宅村	・1回目(H12.11支給) 一人あたり28,000円、総額約9,100万円を配分。 ・2回目(H12.12支給) 一人あたり平均約180,000円(12万円/人及び9万円/世帯)、総額約6億2,600万円を	

		<p>配分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回目 (H13.5 支給) 一人あたり平均約 173,000 円 (12 万円/人及び 9 万円/世帯)、総額約 6 億 3,500 万円を配分。 ・4回目 (H13.12 支給) 一人あたり平均約 166,000 円 (12 万円/人及び 9 万円/世帯)、総額約 6 億 500 万円を配分。 ・5回目 (H16.12 支給) 一人あたり平均約 170,000 円 (12 万円/人及び 9 万円/世帯)、総額約 5 億 6,300 万円を配分。 <p>※ 6 回目以降は未配分(既配分額 25 億 2,000 万円) 義援金総額 27 億 3,900 万円 (H17.2 末)</p>							
<p>避難住民の滞在型一時帰島支援等に向けた退避舎(クリーンハウス)整備に対する補助</p>	<p>消防庁</p>	<p>島民からの要望が高い滞在型一時帰宅や本格的帰島実施に備え、火山ガスに対処する脱硫装置を備えた退避舎(クリーンハウス)の緊急整備が必要となっていることから、三宅村が島民用避難施設として整備する退避舎(クリーンハウス)の建設費について、その一部を助成した。</p> <p>(施設規模等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：島内伊豆地区の村有地(15,931.24 m²) ・構造規模：脱硫装置を備えたクリーンハウス、PC(プレキャストコンクリート)製 収容人員 302 名、延 2,709.99 m²、避難棟(3 F 建) 2 棟及び共用棟(平屋) ・竣工時期：平成 15 年 3 月 31 日 <p>交付決定額：7 億 1,500 万円</p> <p>・活動火山対策避難施設(退避舎) (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="817 922 1675 986"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>うち補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,481</td> <td>1,430</td> <td>715</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件施設については、活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)第 3 条に定める避難施設緊急整備計画に掲げる施設であり、補助率は 2 分の 1 以内。</p>	総事業費	うち補助対象経費	補助金額	1,481	1,430	715	<p>H14.8.23 ~ H15.3.31</p>
総事業費	うち補助対象経費	補助金額							
1,481	1,430	715							
<p>火山ガス高感受性者の生活環境確保のための小型脱硫装置整備に対する補助</p>	<p>消防庁</p>	<p>火山ガスの高感受性者(呼吸器系疾患のある人、新生児・乳児・妊婦など)の生活環境を確保するために村が実施する、高感受性者世帯への小型脱硫装置の整備にあたって、その一部を助成した。</p> <p>(設備の概要)</p> <p>小型脱硫装置：火山ガスに含まれる二酸化硫黄を空気中から除去し、家庭において日常生活可能な環境を確保するため必要な設備。 脱硫方法：火山ガスに含まれる二酸化硫黄を活性炭で吸着除去。 実績：600 基を整備</p>	<p>H17.3.4 ~ 3..31</p>						
<p><保健衛生対策></p>									

住民の健康相談、避難所巡回等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の島しょ保健所出張所が、住民の健康相談、衛生管理、避難所巡回等を実施。 ・東京都が精神保健福祉センターの医師等を派遣し、島しょ保健所三宅出張所等とともに住民の健康相談及び心の健康相談を実施。 ・東京都が国立オリンピック記念青少年総合センター（避難島民の一時受入施設）に医師・保健師等を派遣して、健康相談等を実施。 ・都保健所及び各市区町村が協力して、都営住宅に避難した住民に対して、保健師等を派遣し、訪問相談を開始。 ・各市区町村が協力して、避難先の各市区町村や保健所でも健康相談、健康診査（基本健康診査及びがん検診は H13.1.19 ～、乳幼児健康診査は H12.11.29 ～）等の保健サービスを実施。 ・東京都の精神保健福祉センターにおいて、被災者等への心の健康支援として、専用電話の設置による電話相談の実施及び災害時の心の健康に関する情報をホームページに掲載。 ・東京都の島しょ保健所出張所が、「げんき農場」、「ゆめ農園」、「シルバー人材センター」で働く島民に対して保健師を派遣し、健康相談・指導を実施。 	<p>H12.6.26 ～ 9.3 H12.8.21 ～ 31</p> <p>H12.9.3 ～ 9</p> <p>H12.9.4 ～</p> <p>H12.9.8 ～</p> <p>H12.10.6 ～</p> <p>H13.5 ～</p>
医療施設入院者等の移送・受入等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都において、三宅島の特別養護老人ホーム「あじさいの里」33名、在宅高齢者等26名の計59名について、板橋ナーシングホーム等都内30施設への受入を実施。（H15.10.15現在） ・東京都において、在宅患者3名及び入院予定だった1名の計4名について、都内の病院への移送、受入を実施。 ・東京都において、都立病院及び保健医療公社（東部地域病院・多摩南部地域病院）に通院した診療費について、非紹介患者初診加算料の免除措置を実施。（H15.7末実績145件） ・東京都において、三宅島夜間滞在の本格化に伴い、島内滞在者の医療体制の確保のための都立病院等の医師等による医療チームを派遣。 	<p>H12.9 ～</p> <p>H12.9 ～</p> <p>H13.7.13 ～</p>
<住宅対策>			
建築物被害状況調査	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の影響による住宅の被害調査を実施（計4次、延べ9名派遣） <調査棟数 延べ169棟> ・平成17年2月から島民帰島に伴い、個人家屋被害認定調査を実施（計2次、延べ65名派遣） <実施地区及び調査棟数 延べ339棟> （内訳）坪田地区：121棟 阿古地区：126棟 神着地区：66棟 伊ヶ谷地区：38棟 伊豆地区：48棟 <調査結果> 	<p>H12.7.3 ～ 5 H12.11.17 ～ 20 H13.2.17 ～ 21 H13.7.31 ～ 8.3 H17.2.7 ～ 10 H17.2.14 ～ 17</p>

		全壊 約8% その他の被害 約92%・	
都営住宅等の提供	東京都	<p>初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島外避難者に対し、都営住宅、都民住宅、関東近県の公営住宅等及び東京都住宅供給公社住宅等の提供について東京都を窓口として実施。 ・都営住宅設備として、ガスレンジ、照明器具を用意。 <p>< H16.7 末現在 > 提供数 1,087 戸 (2,471 人) (内訳 都営住宅等 1,016 戸、区市 45 戸、近県 26 戸)</p> <p>避難指示解除後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非即時帰島世帯に対し、本格帰島期経過後 3 か月間に限り、一時使用を延長する。 ・特別な事情により帰島を断念した世帯のうち、都営住宅の入居資格のある世帯については、都営住宅の本入居を認めることとした。 <p>< H17.4.1 現在 > 本入居予定数 130 戸</p>	H12.8.29 ~
被災者の住宅再建のための融資の特例措置	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の改修、建替えなど被災住宅の再建に対応できるよう住宅金融公庫の災害復興住宅融資を実施。 	H12.8.31 ~
	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資について、東京都が当初 10 年間分について利子補給を実施 (H17.4.1 現在実績なし)。 利子 2.5% (H17 年度予算上の利率) の場合 →本人負担利率 当初 5 年 0%, 6 ~ 10 年 1.5%, 11 年以降 2.5% 利子補助率 当初 5 年 2.5%, 6 ~ 10 年 1.0%, 11 年以降 0% 	
	三宅村	<ul style="list-style-type: none"> ・三宅村災害復興資金貸付 (屋根修繕) 噴火災害に伴う降灰・火山ガス及び長期避難生活に伴う放置被害のある各家屋の屋根修繕に際し、費用の調達が困難な者に対して契約金額の 1/2 以内 500 万円を限度とし無利子融資を実施。(H17.3 末現在 16 件 614 万円) 	H14.1 ~
住宅金融公庫の既往債務に対する利子引き下げ等	国土交通省	<p>住宅金融公庫の既往債務について、被災の程度に応じて貸付条件の変更の措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払込みの据置又は償還期間の延長 1 ~ 3 年 ・据置期間中の利率の引き下げ 0.5 ~ 1.5% 	
被災者帰島生活再建支援金の支給	東京都	<p>三宅島に帰島し、自己所有住宅に居住する世帯 (1 世帯一戸限り) に対して、住宅の新築、改築、修繕及び住宅付帯設備の購入等に要する経費のうち、1 世帯あたり 150 万円を限度に支給する。(平成 17 年 3 月 31 日現在 18 世帯 17,560 千円)</p>	H17.2.1
村営住宅の整備	三宅村	<p>三宅村が新規村営住宅建設事業 60 戸及び既設公営住宅復旧事業 150 戸 (建替 54 戸・補</p>	H16.10 ~

	国土交通省 東京都	修96戸)を実施。これに対し、国と都がその費用の一部を助成。また、都は職員の派遣を含めた技術的支援を実施。	H17.4 予定
<租税等の減免等>			
国税の納期限等の延長	財務省	国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長 (H12.8.11 告示)。	H12.6.26 ~
地方税の納期限等の延長	総務省 東京都・三宅村	・被災納税者に対する地方税に係る期限の延長、徴収猶予及び減免措置について適切に運営されるよう地方公共団体に対し通知 (H12.8.11)。 ・都税及び村税に係る申告・納付等の期限を延長。	H12.6.26 ~
労働保険料の納付期限等の延長	厚生労働省	三宅村に所在する事業主等の労働保険料の申告、納付等の期限を延長 (災害状態の終了後2ヶ月以内で別途定める日まで)。	
中小企業退職金共済制度における掛金の納付期限の延長	厚生労働省	災害により中小企業退職金共済制度における掛金の納付が困難となった共済契約者 (事業主) について、掛金納付期限を延長。	
健康保険料等の納期限の延長	厚生労働省	三宅村に所在する事業所の健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び児童手当法に関する保険料等のうち、H12.9.1以降に到達するものについて、納期限の延長を実施 (H12.9.28 社会保険庁告示)。	
国民年金保険料の免除申請手続きの簡素化	厚生労働省	国民年金保険料について、免除申請手続きの簡素化等の特例措置を実施。	
国民健康保険税の納期限の延長及び医療費一部負担の減免	厚生労働省	国民健康保険について、国民健康保険税の納期限の延長 (H12.9.19 三宅村告示) 及び医療費一部負担金の減免等 (H13.2.13) の実施。 ※三宅村において、国民健康保険制度、老人保健制度、ひとり親家庭医療費助成制度の被保険者、受給者、対象者のうち、病院等の窓口を支払う医療費の一部負担金の支払いが困難な方について、負担金の減額、免除、支払猶予の措置を実施。 (H16.12 末現在 免除 1,990 件、減免額 1,733 万円)	H13.2.13 ~
介護保険料の納期限の延長及び減免	厚生労働省	1号保険料 (65歳以上) について、納期限の延長を実施中。減免については、全壊家屋に適用済。それ以外は、被災状況等を確認の上、減免措置を講ずる予定。	
介護サービスの利用者負担額の減免	厚生労働省	・市町村が減免措置を講じた場合の財政影響について、その実状に対応して特別調整交付金を交付することとしており、その基準等を定めた関係通知を H12.12.4 付で各都道府県知事宛に発出。	

		<ul style="list-style-type: none"> ・三宅村において、介護サービスの利用者のうち、利用料の支払いが困難な方について、利用料の減免措置を実施（減免期間：申請日から6ヶ月、ただし更新申請可能（H16.7末現在 減額・免除件数160件））。 	H13.2.13～
運転免許証更新手数料等の免除	警視庁	H12.9.1 現在で三宅村に住民票を有していた住民を対象に、「更新」、「失効」、「再交付」、「高齢者講習」にかかる費用を免除。	H12.9.8～ H17.3.31
電気料金の支払期限の延長等	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・島内での電気の使用について、避難指示等の解除により電気の使用を再開する日の前日までの電気料金の免除のほか、終息日の3ヶ月後までの支払期限の延長、再建時工事費負担金、臨時工事費の免除等を実施。 ・島外に避難した住民が避難先で電気の需給契約を行った場合、支払期限の3ヶ月間延長、支払期日経過後も延滞利息を申し受けない等の措置を実施。 	H12.6.26に 遡及適用
ガス料金の支払期限の延長等	経済産業省	島外に避難した住民が避難先でガスの需給契約を行った場合、支払期間の3ヶ月間延長、支払期日経過後も延滞利息を申し受けない等の措置を実施。	H12.9.4 (H12.6.26 に遡及適用)
受信料・視聴料の免除	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.3までNHK受信料を免除。 ・(株)WOWOWは、H12.7分からH17.3分まで視聴料を免除。 ・(株)スカパーフェクト・コミュニケーションズは、H12.7からH14.3については基本料及び視聴料免除、H14.4から、視聴できない方については一旦契約を休止とし、休止後3年以内については加入料なしでの視聴再開できる特例措置を実施。 	H12.6月分 から実施
電波利用料の納付期限等の延長	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料に係る納入告知書の発送を停止。 ・電波利用料に係る督促状・催促状の発送を停止。 	H12.9.4～ H12.6.27～
上下水道料金の納期限延長及び減免措置等	東京都 多摩地区関係市	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難した住民が新たに区部及び多摩地区で契約を締結した場合、水道料金及び下水道料金の請求に係る納期限をそれぞれ4ヶ月延長する（避難指示等が解除された場合は最大3ヶ月間の延長とする）。平成16年度実績994件 ・水道料金は基本料金と1月当たり使用水量（6m³以上）10m³までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額を免除する。下水道料金は1ヶ月8m³までの分に係る料金を免除。 (H17.3末現在4,028万円) 	H12.9.2～ H17.5.31 (H12.6.26 に遡及適用) H12.9.2～ H17.5.31
電話の基本料金等の免除	NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・島内において避難勧告が解除されるまでの間、電話の基本料を免除。 ・家屋破損等で実態的に電話が使用できない期間は基本料を無料化。 ・避難指示により島内から島外へ電話を移転する場合の工事料を免除。 	H12.6～ H17.2 H12.6～ H12.6～ H17.2

		<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難した島民の避難所に特設公衆電話を設置し、発信する通信料を免除。 ・避難先での加入電話の利用料について、利用者からの要望に基づき支払期限を延長。 ・避難指示前の料金について、支払期限を延長し、避難指示解除後、支払い期限を概ね1ヶ月後として改めて請求書を発行。 	H12.6～ H17.2 H12.6～ H12.6～
携帯電話の支払期間の延長	NTT ドコモ	請求書の送付先が三宅島で、支払期間の延長を申し出ている利用者に対して支払期間を延長。	H12.6～
管外保育児童の保育料の特例措置	三宅村	避難生活を送る保護者の経済的な負担を軽減するため、三宅村保育料と管外委託先保育料を比較し、負担額の低い額を徴収。(管外委託先の保育料が低いため実質保育料の減免となっている。)(管外保育児童数：28名(H16.7末現在))。	H12.12～
病院等医療関係施設の開設者に対する利子減免措置	厚生労働省	独立行政法人福祉医療機構が病院等医療関係施設の開設者を支援するため、同機構の融資について、1,000万円を限度とした貸付後3年間についての利率の軽減措置(2.4→2.0%)を閣議決定(利率はH17.4.1現在0.75%)。	H12.9.12～
<農林水産業対策>			
被害農林漁業者に対する無利子融資措置の実施	農林水産省	<p>①農林漁業金融公庫 著しい被害を受けた農林漁業者に対し、国と東京都等が協力して利子助成を行い、貸付利率を無利子とする措置を実施(H17.3末現在実績なし)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象資金(農林漁業金融公庫資金) <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営維持安定資金(災害等資金) ・林業経営安定資金(災害資金) ・沿岸漁業経営安定資金(災害等資金) ・農林漁業施設資金(災害復旧施設資金) <p>②農業協同組合等 被害農林漁業者等に対する資金の融通を円滑化するため、農業協同組合等に対して利子補給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金(農業近代化資金、漁業近代化資金) ：貸付限度額1,800万円 ・経営資金：貸付限度額200万円 <p>利率：設備資金・経営資金あわせて1,000万円以内 無利子(東京都と三宅村が利子補給) 1,000万円超 年1.7%(H17.3.18現在)</p>	H12.9.19～
	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・農業特別対策資金：貸付限度額200万円 ・漁業特別対策資金：貸付限度額200万円 ・農業用構築物造成資金：貸付限度額1,800万円 	H12.7.12～

		貸付額 1,000 万円まで利子補給 利子助成負担割合：都 80 %、村 20 % 実績 10 件 1,850 万円 利子補給額 140 万円 (H17.3 末現在)	
既貸付金の償還猶予等	農林水産省	被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係金融機関を指導。	H12.8.1
農業共済金の支払い	農林水産省	噴火による共済事故の発生した家畜及び園芸施設を経営する農業者に対し、農業共済金を支払い。(2,249 万円)	H12.9.27 H12.11.28 H13.3.21
既往債務に係る利子補給	東京都 三宅村	災害発生以前に農協及び漁協から借入れた事業資金について、償還猶予期間中の利子補給を実施(都 2/3、村 1/3 を負担)。(H17.3 末現在 9 件 100 万円(農業 69 万円、漁業 50 万円))	H13.4.1 ~
<中小企業対策>			
政府系中小企業金融機関等の相談窓口の設置及び災害復旧貸付の適用(金利引き下げ、実質無利子化)	経済産業省 東京都 三宅村	<ul style="list-style-type: none"> 政府系中小企業金融機関(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫)の都内各支店及び東京信用保証協会に相談窓口を設置するとともに、政府系中小企業金融機関において「災害復旧貸付」を開始。 売上等が著しく減少している者に対する当該融資の金利を引き下げる旨閣議決定(最新の閣議決定 H17.3.25)(H16.3.8 現在の金利 1.05%)。また、特に被害が大きい中小企業者に対しては、国と都、村の利子補給により、実質無利子融資となる措置を決定。 適用期間：H12.6.27 ~ H17.9.30(新島村・神津島村については H.13.9.30 まで)に当該融資を受ける者について、貸付後 3 年間 <p>※1 融資金利引き下げの特別措置の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 三宅村・新島村・神津島村に事業所を有する中小企業者・団体 借入申込の直前 2 月の売上額もしくは受注額が前年同期に比して 20%減少、または事業所若しくは主要な事業用資産について、全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長等から受けたもの <p>※2 実質無利子化のための利子補給の対象者</p> <p>上記対象者のうち、直前 2 月の売上額もしくは受注額が前年同期に比して 50%以上減少、または事業所もしくは主要な事業用資産について、価額の 7 割以上もしくは前年の総事業収入の 1 割以上の額の被害を受けたもの</p> <p>※中小企業者を対象として災害復旧資金を特別融資</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付額 8,000 万円以内 (H13.10.1 ~) 	H12.9.12 (H12.6.27 まで遡及適用) ~ H17.9.30

		<ul style="list-style-type: none"> ・利率 年1.5% 3,000万円を限度に都1.0%村0.5%で利子補給 ・実績 510件 利子補給額3,164万円 (H17.3末現在) 	
信用保証の特例措置の実施	経済産業省	三宅村に事業所を有し、売上減少等の影響を受けている中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等の措置を受けられるよう、災害に係る経営安定関連保証を適用 (H12.9.5 通産大臣告示)。	H12.9.5 ~ H17.9.30
融資及び保証への弾力的な対応	経済産業省	政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に対し、それらの融資及び保証について、被災中小企業者個々の実績に応じたきめ細かい配慮を指示。	H12.6.30
既往貸付金及び災害融資に係る利子の支払猶予	経済産業省	政府系中小企業金融機関の被災中小企業者に対する既往貸付及び災害融資について、借入者の申請により、元金据置期間中の利子の支払いを1年間猶予。	H12.9.28
代理貸付の保険責任割合の引き下げ	経済産業省	中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の代理貸付を利用する被災中小企業者について、代理店の保険責任割合を通常の8割から6割へ引き下げるよう指示。	H12.9.28
既往債務に係る利子補給等の実施	経済産業省 東京都	被災中小企業者の政府系中小企業金融機関からの既往債務について、東京都等と協力して以下の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・元本については、政府系中小企業金融機関が被災中小企業者からの求めに対して、返済猶予等の柔軟な対応を行う。 ・金利については、返済猶予措置のとられている間について、国と東京都等が協力して、利子補給を実施。 ※民間金融機関等からの既往債務については、東京都等が利子補給措置を行う。 (H17.3末現在 H13年度292件5,103万円、H14年度293件4,704万円、H15年度270件3,887万円、H16年度264件3,854万円)	H13.3.30 ~ H18.3.31
小規模企業共済制度における掛金の納付期限の延長	経済産業省	災害により、小規模企業共済制度における掛金の納付が困難となった共済契約者について、掛金納付期限を延長することができる。	
<雇用・就業対策>			
職業相談・紹介	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○特別相談窓口の設置 (東京労働局、飯田橋公共職業安定所等) ○就職面接会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・都内2カ所で合同就職相談会 (立川市、港区) を開催。 ・都内6カ所で開催した中高年齢者就職面接会に避難者専用就職相談コーナーを設置。 ○巡回相談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・多摩地区など避難者が多数居住する都内3地区で、就職活動に向けたアドバイスや指導、就職相談等を行う巡回相談会を開催。 	H12.8.31 ~ H12.9.28,29 H12.10.19 ~ H13.2.7 H13.2.14、20、 21

		<p>○シルバー人材センターにおける就業機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先センターでの加入促進を図るとともに、三宅村シルバー人材センターの臨時事務所の開設（千代田区・立川市の2箇所）に対して支援等を実施することにより、高齢者の臨時的・短期的な就業機会を確保。 <p>○緊急地域雇用特別交付金事業による雇用機会の確保</p> <p>< H12 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都公共施設のクリーンアップ事業、三宅村商工業者の意向調査事業、三宅島島外避難者支援要請キャンペーン、被災地海辺（水辺）クリーンアップ事業を実施（雇用者 609 人、事業費約 3,300 万円）。 <p>< H13 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全等事業（三宅島「げんき農場」の開設）、トコブシ稚貝放流事業、伊勢エビ・タカベ網整備事業、三宅村農場設置事業（三宅村「ゆめ農園」の開設）等を実施（雇用者 240 人、事業費約 4 億 450 万円）。 <p>< H14 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全事業（三宅島「げんき農場」）、三宅村農場設置事業（三宅村「ゆめ農園」）、三宅島 IT 活用サポート、三宅島島民就労対策事業等を実施（雇用者数 295 人、事業費約 3 億 1,300 万円）。 <p>< H15 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島特産農産物種苗等の保全事業（三宅島「げんき農場」）、公立公園清掃等事業、三宅村農場設置事業、三宅島活動火山対策避難施設管理運営事業等を実施（雇用者数 297 人、事業費約 4 億 100 万円）。 <p>< H16 年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島海辺クリーンアップ事業、村道草刈作業等業務委託、水産資源状況調査、水産業再開準備事業、農道管理事業（雇用者数 90 人、事業費約 3,000 万円）。 	<p>H12.9.12 ~ H17.3.15</p>
<p>一時休業等雇用調整に対する補助</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○雇用調整助成金の特例適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅村、神津島村及び新島村に所在する事業所の事業主が労働者に対して休業、教育訓練又は出向を行った場合、支払った休業手当等の一部を支給。 ・助成率 <ul style="list-style-type: none"> ①休業・出向 2/3（中小企業 3/4）（通常 1/2（中小企業 2/3）） ②教育訓練 3/4（中小企業 4/5）（通常 1/2（中小企業 2/3）） <p>< H17.2 末現在 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金支給対象事業所 20 事業所 （対象被保険者数 322 人） ・支給決定金額 1 億 7,358 万円 <p>○雇用保険の給付の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用区域にある事業所の休業に伴い、一時的に離職を余儀なくされた 	<p>H12.8.29 ~ H17.2.28 （神津島村・ 新島村につい ては、 H12.8.29 ~ H13.8.28）</p>

		者であって、離職前事業所に再雇用される予定がある者に対し、基本手当を特例的に支給。	
<就学対策>			
旧都立秋川高校への生徒の受入れ	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 三宅村内の中高校は旧都立秋川高校において授業を行うこととし、保護者と同居しないで避難している生徒を受入れ。 保護者と同居するなどして避難している生徒については、入居先の近隣の学校で受入れているほか、入居先から旧秋川高校へ通学する生徒については、三宅村が通学バスを運行。 <p>(児童・生徒数 H13.4 167名、H14.4 82名、H15.4 55名、H16.4 36名 H17.4 高等学校分教場を設置 6名)</p>	H12.8.29 ~ H13.4 ~
教科書の供給	文部科学省	必要な教科書について、旧都立秋川高校で再開されている三宅地区小中高校及びその他の転学先において供給済。	
公立学校施設の災害復旧事業	文部科学省	<p>公立学校施設の災害復旧に要する経費について、その一部を負担することにより学校教育の円滑な実施を確保する。(補助率：離島4/5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 村立三宅小学校、村立中学校及び都立高等学校における学校再開に向けて、被災した校舎、体育館等の補修、設備の修理、火山灰除去等の災害復旧費補助を行うとともに、校舎に脱硫装置を設置するための経費についても、災害復旧事業として国庫補助を行った。 <p>村立三宅小学校 142,721 千円(国費分) 村立三宅中学校 169,906 千円(//) 都立三宅高等学校 118,876 千円(//)</p>	H16.8 ~ H17.3
児童生徒の心のケアに関する配慮	文部科学省 東京都	<ul style="list-style-type: none"> 東京都教育委員会に対し、児童生徒の心のケアに配慮するよう要請するとともに、教師用参考資料を送付。 旧都立秋川高校へ避難している生徒については、東京都教育委員会において高校生へアドバイザースタッフ(H15年度 専門家スタッフ29名派遣)を、中学生へスクールカウンセラーを派遣し、生徒の相談体制を整備。 	H12.9 ~ H16.3
入学準備金の貸付等	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 大学、短期大学、専修学校及び各種学校への進学を希望する高校3年の扶養者に対し、大学等入学準備金の貸付(無利子)を実施(最高100万円)。(H17.3末現在41件4,100万円) 東京都育英資金において、就学の継続が困難になった生徒で、都内に住所を有し、都内の高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等過程、専門課程)に在学する者に対し、月額18,000~50,000円を無利子で卒業まで貸付。(H12~14年度5名、H15・16年度実績なし) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金について、避難生活をおくっている区市 	H12.10.1 ~ H12.10.19 ~ H13.1.18 ~

		町村（都内）においても補助の対象にするよう、各区市町村に依頼。	
授業料・入学金等の減免	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 都立4大学は、入学検査料の免除及び授業料・入学料の減免措置を実施した。H17年度は、新しく開学した公立大学法人首都大学東京で、実施を検討している（継続実施する方向）。 都立看護専門学校11校は、入学検査料の免除及び授業料・入学金の減免措置を実施。（H17.4.1現在 7校） 都立学校在籍者及び入学希望者に対して、授業料及び入学検査料・入学料の免除を実施。 	H13.1.11～ H13.2.8～ H16.4～
<その他>			
避難住民訪問連絡活動等の実施	警視庁	三宅島警察署では、警視庁新橋庁舎7階三宅島東京連絡室を都内の活動拠点として、都営住宅等に居住している島外避難住民宅を直接訪問して「困りごと相談」等を実施している。	H12.10.4～
ビデオレター放映会の実施	警視庁	三宅島警察署員等が、全島避難後の島内状況をビデオ撮影し、各地区ごとに編集した「ビデオレター」放映会を集会所等を利用して開催。 ※これまで都内等で43回開催し、約2,400人が視聴。	H12.9.21～ H13.5.23
特別総合行政相談所の開設	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、関係機関の協力を得て特別総合行政相談所を開設。 東京都港区立商工会館において、関係機関の協力を得て特別総合行政相談所を開設。 	H12.9.6～8 H12.11.1
寄附金付郵便切手の発行	総務省	被災者の救助を寄附目的とする寄附金付郵便切手を発行し、これにより集められた寄附金について、郵政審議会の答申を得て配分済（配分額2億7,800万円）。	H12.11.15～ 12.28 (販売期間)
郵便葉書等の無償交付	日本郵政公社	被災者1世帯あたり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付（郵便葉書7,595枚、郵便書簡1,519枚）。	H12.6.27～ 7.25
被災者が差し出す郵便物の料金免除	日本郵政公社	被災者が差し出す通常郵便物（速達及び電子郵便の特殊取扱とするものを含む）の料金を免除（速達746通、その他8,866通）。	H12.6.27～ H13.1.31
救助用現金書留郵便物の料金免除	日本郵政公社	被災者の救助等を行う団体にあてた救助用の現金を内容とする郵便物の料金を免除（232通）。	H12.8.14～ H13.1.31
災害義援金の送付に係る郵便振替料金免除	日本郵政公社	被災者に対する救援活動を支援するため、義援団体への郵便振替による災害義援金の送金料金を免除（約69,000件（H17.3末現在））。	H17.7.24～ H17.9.30
郵便貯金・簡易保険の非常取扱等	日本郵政公社	郵便貯金の通帳、証書、印章等をなくした場合の非常払い出しを実施（232件、約2,030	H12.8.10～

	社	万円 (H17.3 末現在))。 ・簡易保険の保険金・貸付金等の非常即時払いを実施 (26 件、約 1,750 万円 (H17.3 末現在))。	
避難所への郵便物の配達	日本郵政公社	避難者あての郵便物の各避難所への配達。	H12.6.28 ~ H16.8.27
一時帰宅事業に伴う集配業務	日本郵政公社	避難施設で各人に交付していた郵便物について、平成 16 年 8 月 27 日から行われる滞在型一時帰宅から、自宅に配達 (一時帰宅は毎週土曜日着の船に限る)。	H16.8.28 ~ H16.11.14
郵便局の業務再開	日本郵政公社	・帰島準備期間中の一時帰宅者及び復興準備関係者向けに三宅島局の一部事業を再開。 ・避難指示解除に伴い、三宅島局に加え、坪田局及び三宅島阿古局ですべての業務を再開 (外務事務は三宅島局で実施)。	H16.11.15 H17.2.2
ボランティア活動に関連する措置等	厚生労働省	・秋川高校に避難している児童・生徒の生活と教育活動への支援を図るためのボランティア活動の拠点として、「三宅島児童・生徒支援センター」を設置。 ・三宅島社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会内に仮事務所を設置。 ・三宅島島外避難者への支援に向けて、三宅島社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、東京災害ボランティアネットワーク、東京ハンディキャブ連絡会によって、「三宅島災害・東京ボランティア支援センター」を設立。 ・東京都社会福祉協議会東京ボランティア・市民活動センターが、三宅島島民の避難先である都営住宅等が所在する 5 地区 (北区、八王子市、多摩市、稲城市、あきる野市) の社協と連携し、支援活動を実施。	H12.9.13 ~ H14.3.31 H12.9.14
自動車検査証の車検有効期間の延長等	国土交通省 損害保険会社等	島民使用の自動車、災害応急対策用の緊急自動車等について、避難解除の日から 1 ヶ月後の翌日までの車検の有効期間を延長。また、当該自動車の自賠責保険の継続契約の締結手続きを同期間猶予。	H12.8.1 ~ H17.3.1
離島航路事業者に対する財政支援	国土交通省	・平成 12 年度離島航路補助金に災害分を割増し交付できるよう予算を確保 (補正予算 416 百万円) するとともに、早期交付を実施。 ・平成 13 年度離島航路補助金に災害分の追加額として予算を確保 (補正予算 213 百万円) するとともに交付済。 ・平成 14 年度離島航路補助金に災害分の追加額として予算を確保 (補正予算 69 百万円) するとともに交付済。 ・平成 15 年度離島航路補助金の災害調整額として 48 百万円を交付済。 ・平成 16 年度離島航路補助金の災害調整額として 23 百万円を交付済。	
島のイベント「アイランダー 2004」における「がんばれ三宅島コーナー」の設置	国土交通省 (財) 日本離島センター	島のイベント「アイランダー 2004」において、「がんばれ三宅島コーナー」を設置し、三宅島の被災状況のパネルを展示するとともに、募金箱を設置して帰島支援への義捐金を募集。また来場者からの三宅島への応援メッセージを受け付け、メッセージ記入者に対し	H16.11.27、28

		<p>て三宅村「ゆめ農園」で栽培したパンジーなどの小鉢を配布。</p> <p>※「アイランダー2004」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100余りの離島が集まり、島の観光情報、Iターン情報をはじめ島における様々な情報や取り組みの紹介を通じて、島の人達の生活が息づく空間や、日常の暮らしなど島の持つ魅力を存分にアピールし、多くの人々が島と出会い、島と関わることのできるイベント。(場所：池袋サンシャインシティ文化会館2F 展示ホールD) <p>※「がんばれ三宅島コーナー」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント「アイランダー2004」において設置されたコーナー。2000年の全島避難以来、長期に渡り避難生活を余儀なくされている三宅島のみなさんを応援するコーナー。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島噴火災害に対する認識の向上 ・義捐金の募集(2日間で51,000円) ・三宅島への激励 寄せ書き 4枚 (義捐金・寄せ書きは三宅村長に寄贈) </div>	
火山活動関連情報のサービス	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットなどの各種情報提供手段を通じて、火山活動に関する情報提供を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①気象庁HPによる火山観測情報の提供 ②報道機関を通じての火山活動状況等の解説 ・帰島後も引き続き、24時間先までの「火山ガスの広がりのおし」について情報提供を実施(1日2回)。 	H12.6.26 ~ H15.4.18 ~
鉄道等のプリペイドカードの贈呈	JR 東日本私鉄各社	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 東日本及び関東地区の鉄道事業者12社が、秋川高校に避難中の児童・生徒に対し、1人あたり1万円分のイオカード及びパスネットカードを提供。 ・横浜市交通局は、横浜市内に避難中の35世帯に対し、1世帯あたり1万円分の地下鉄・バス共通カード乗車券を贈呈。 	
コミュニケーション手段の確保	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・都と三宅村が共同してホームページを開設。 ・三宅村・東京都・民間企業団体・大学(都立大・早大)の協力で、パソコンとインターネットを活用した「三宅島民情報ネットワーク」を構築(パソコン50台の提供、パソコン講習会の実施等)。 ・電子メールアドレスの付与、HPアドレス作成場所の貸与(50MB)、ダイヤルアップ接続によるHP閲覧(プロバイダ接続料金不要)。 	H12.9.3 ~ H17.3.31 H12.10.23 ~ H12.9.21 ~ H13.12.31
動物救援施設の設置	東京都	<p>島外避難したペットの一時預かり・飼育管理のための動物救援施設「三宅島噴火災害動物救援センター」を日野市の浅川処理場内用地に設置(犬90匹、猫120匹収容可能)。</p>	H13.3.29 ~ H14.3.31
島民連絡会への補助	三宅村	<p>島民会(団地毎の連絡組織)と行政との情報の共有化及び意見交換のために発足した島民連絡会に対して、活動費の助成(当初は、島民会毎5,000(2,000)円/月+抱える世帯数×500(200)円;括弧内はH15.4.1~)を実施。</p>	H12.11 ~

ミニ懇談会事業	東京都 三宅村	避難先の団地等を巡回して質問・相談等を受けるミニ懇談会や、一時帰島できない高齢者等のために島の様子を映したビデオや写真を見ていただきながら相談を受ける等の対応を実施。(H16.6末現在 36回 参加延べ人数 437人)	H15.4～ H16.6
帰宅事業の実施	三宅村	<p>個人財産の保全・修繕を目的とした日帰り帰宅に加え、平成15年度より活動火山対策避難施設(クリーンハウス)を活用した短期滞在型の帰宅事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泥流等被災家屋者一時帰宅(H13.7 74世帯) ・全世帯対象一時帰宅(H13.9 1,608世帯) ・第3回三宅島一時帰宅(H14.3 189世帯) ・三宅島直行便(日帰り帰宅)(H14.4～10 2,073世帯/4,064人) ・全世帯対象一時帰宅(H14.10～12 1,162世帯/1,878人) ・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H15.1～3 317世帯/493人) ・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H15.4～H16.3末現在 1,010世帯/1,558人) ・三宅島寄港便(滞在型帰宅)(H15.4～H16.3末現在 2,490世帯/4,062人) ・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H16.4～H16.7末現在 263世帯/391人) ・三宅島寄港便(滞在型帰宅)(H16.4～H16.7末現在 1,083世帯/1,829人) ・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H16.8～H16.12末現在 157世帯/223人) ・三宅島寄港便(滞在型帰宅)(H16.8～H16.12末現在 901世帯/1,448人) 	H13.7～ H16.12
「三宅島泥流防災マップ」(全島マップ)の作成・更新、地区別マップの作成	東京都 三宅村	<p>約2万5千分の1の地形図に泥流の危険箇所(危険度に応じて2段階表示)、避難所、作業員用脱硫宿舎の位置、防災情報の入手方法、問い合わせ先等を記載した防災マップを作成し、平成15年4月に公表。</p> <p>その後、長引く火山ガスの放出に伴い、立木の枯死が増大しており、流木災害の危険が増していること、砂防施設の建設が進んだこと等を踏まえ、現況に即して防災マップを更新し、1月末に全戸配布。</p> <p>さらに、約7千5百分の1の大縮尺の地区別マップ(12枚で全島をカバー)を出水期前に全戸配布予定。</p>	全島マップの作成・公表 H15.4～ 全島マップの更新・配布 H17.1 地区別マップの作成・配布 H17 出水期前(予定)

【三宅島噴火災害教訓情報資料集の報告書ダウンロード】

「三宅島噴火災害教訓情報資料集」の平成17年度報告書から、教訓情報資料集をPDFファイルにしたものをダウンロードすることができます。また、本サイトで公開中のデータベースの内容と必ずしも一致しない場合がありますが、ご了承ください。



ダウンロードファイルをご覧になるには、Adobe^(R) Acrobat^(R) Readerが必要です。

「第1期 三宅島の概要」

1. [三宅島について](#)(157KB)
2. [1983年噴火災害とその後の対応](#) (34KB)

「第2期 事前対応期（平成12年6/26緊急火山情報第1号～7/14噴火まで）」

1. [火山活動](#)(12KB)
2. [事前避難](#)119KB)
3. [初動体制](#)(9KB)

「第3期 噴火継続対応期（平成12年7/14本格的噴火後～9/4全島避難）」

1. [噴火活動と被害拡大](#)(34KB)
2. [警戒・避難体制の拡充](#)(55KB)
3. [被災者へ生活の支援](#)(18KB)
4. [離島避難に向けての対策](#)(14KB)

「第4期 被災地応急対応期（9/4全島避難～平成14年3/12一時帰宅）」

1. [噴火活動の経過](#)(13KB)
2. [防災関係機関等の対応](#)(26kb)
3. [長期避難と避難生活](#)(56KB)
4. [被災住民の支援活動](#)(14KB)
5. [被害調査](#)(30KB)
6. [ライフラインの確保](#)(12KB)

「第5期 帰島準備期（平成14年3/12一時帰宅～平成17年2/1避難解除）」

1. [噴火活動の沈静化](#)(12KB)
2. [避難指示の解除](#)(13KB)

第3期 噴火継続対応期(平成12年7/14本格的噴火後～9/4全島避難)

3-1. 噴火活動と被害拡大

1. 噴火活動とその後の経過

01. 7月14日に再び噴火、噴煙の高さは約1,500mに達し、噴石は外輪山の外まで飛んだ。

◆7月14日5時15分、気象庁は「三宅島は04時14分頃噴火しました。」旨発表(火山観測情報第88号)。

7月14日6時45分、気象庁は臨時火山情報第12号にて、「三宅島雄山では、04時14分頃噴火し、06時45分現在も続いています。」旨発表。

気象庁は、7月14日午前中に火山噴火予知連絡会を開催し、13時00分に「現在も山頂直下の地震活動及び地殻変動が続いていることから、今後と同様の噴火現象が発生する可能性があります。当面、山頂付近では引き続き注意が必要ですが、山麓での噴火の可能性はありません。しかし、風下の山麓には火山灰が降ることがあります。」旨発表(火山観測情報第90号)。

7月14日16時10分、気象庁は、「15時50分頃、山頂から噴火しました。」旨発表(火山観測情報第92号)。

7月14日17時00分、気象庁は、「噴煙の高さは約1,500mに達しています。噴石は外輪山の外まで飛んでいます」旨発表(火山観測情報第93号)。

7月14日、気象庁は、火山噴火予知連絡会を開催し、21時00分に「夕方の噴火は山頂火口地下で水蒸気爆発が起き、火山灰や噴石を放出したものと考えられます。今後もし山頂火口では噴火が発生する可能性があり、山頂付近では噴火等に引き続き注意が必要ですが、山麓での噴火の可能性はありません。しかし、風下の山麓には火山灰が降ることがあります。」旨発表(火山観測情報第94号)。【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9),p.1-2]

02. 8月10日に再び噴火、噴煙の高さの最高は火口から約3,000mに達した。

◆8月10日、気象庁は、臨時火山情報第13号(10時50分発表)にて、「本日6時30分頃から始まった噴火は、10時30分現在も断続的に続いています。これまでの噴煙の高さの最高は火口から約3,000m、北東に流れています。東部にかけて、降灰が確認にされています。また噴石が火口に噴出されているのが確認されています。7月14日～15日の噴火に比べて、やや規模が大きいと考えられます。」旨発表。

これを受けて、8月10日、気象庁は火山噴火予知連絡会を開催し、「噴煙の状態、傾斜変化等から見て、現在のところ今朝からの噴火活動は終息の方向にあると考えられますが、今後も同様の山頂噴火が発生するおそれがありますので、三宅島山頂では引き続き

き注意が必要です。山麓での噴火の可能性はありませんが、火山灰には注意が必要です。また、雨による泥流にも注意が必要です。」旨の検討結果を発表(火山観測情報第155号)。
『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 31]

03. 8月13日に小規模な噴火、阿古地区で降灰を確認した。

◆8月13日18時20分、気象庁は、「17時30分頃小規模な噴火。阿古地区で降灰を確認」旨発表(火山観測情報第163号)。「平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について」内閣府(2003/9), p. 31]

04. 8月14日に小規模な噴火、噴煙の高さは1,200mに達し、坪田地区で降灰を確認した。

◆8月14日15時40分、気象庁は、「13時20分頃小規模な噴火。噴煙の高さは1,200m。坪田地区で降灰を確認」旨発表(火山観測情報第165号)。「平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について」内閣府(2003/9), p. 31]

05. 8月18日に今までの中で最も活発な噴出、噴煙の高さは5,000m以上となった。

◆8月18日17時20分、気象庁は、「三宅島雄山で17時02分頃噴火。噴煙の高さは5,000m以上、色は黒灰色。」旨発表(臨時火山情報第14号)。

8月18日22時55分、気象庁は「今回の噴火は、今までの中で噴出が最も活発。8月10日以降、噴煙活動が続いていること、地震活動及び地殻変動も継続していることから、今後も、山頂において本日と同程度かやや大きな噴火が発生する可能性が考えられる。三宅島山頂では噴石、崩落に、島内では火山灰に引き続き注意が必要です。山麓での噴火の可能性はありません。また、雨による泥流にも注意が必要。」旨の火山噴火子知連絡会の検討結果を発表(火山観測情報第176号)。「平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について」内閣府(2003/9), p. 31]

06. 8月18日、29日に次ぐ規模の噴出、弱い火砕流が発生した。

◆8月29日5時20分、気象庁は「三宅島雄山は4時35分頃噴火。噴煙の高さは火口上5,000メートル以上。」旨発表(臨時火山情報第17号)。

8月29日17時50分、気象庁は「部外通報の結果によれば、湿った低温で勢いのない火砕流が発生した可能性がある。また船上から、地面をはうような噴煙が中腹の一周道路まで達したことを観測した。今後、噴火活動が活発化した場合、山麓へも噴石が落下する可能性がある。島内では噴石、火山灰、雨が降った場合の泥流に引き続き注意が必要である。」旨発表(火山観測情報第199号)。

8月31日21時45分、気象庁は、「8月29日の噴火で、北東側と南西側に向かって弱い火砕流が発生し、北東側の火砕流は海まで達した。当面は8月18日及び29日と同程

度かこれをやや上回る規模の噴火が繰り返される可能性があり、火砕流に警戒が必要。特にマグマが直接関与している場合は、将来、より強い火砕流になる可能性がある。また噴石、泥流、火山ガスに対する注意が必要。山麓での噴火の可能性はなし」旨の火山噴火予知連絡会の検討結果を発表(臨時火山情報第18号)。『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.3-4]

2. 避難勧告・指示・自主避難の拡大(島外避難へ)

01. 7月15日、一部地区に避難勧告が行われた。

◆平成12年7月15日、一部地区の86名に避難勧告 [『三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kuroku/kiroku.html>』]

◆7月14日～7月17日、降灰のため86名に避難勧告、以後、降灰、大雨のため断続的に避難勧告。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p.82)

02. 7月26日～8月2日、一部地区に避難勧告が行われた。

◆平成12年7月26日 一部地区の126名に避難勧告

平成12年7月27日 追加避難勧告、対象者総計402名

平成12年7月28日 一部地区の避難勧告解除395名

平成12年8月2日 避難勧告全面解除

『三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kuroku/kiroku.html>』

03. その後も度重なる避難勧告と解除が行われた。

◆平成12年8月10日 一部地区の634に避難勧告 午後、一部地区を残し避難勧告解除

平成12年8月11日 一部地区の避難勧告解除

平成12年8月12日 一部地区の956名に避難勧告

平成12年8月14日 避難勧告全面解除

平成12年8月18日 避難勧告2,162名、自主避難1,693名 計3,855名

平成12年8月19日 一部地区の避難勧告解除

平成12年8月30日 泥流発生の恐れで三宅島全域に避難勧告・指示

平成12年8月31日 避難勧告・指示解除

『三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kuroku/kiroku.html>』

04. 三宅村の小・中・高校生が8月30日に島外避難をした。

◆平成12年8月24日 村教育委員会は児童・生徒の島外避難を決定

平成12年8月29日 児童・生徒の島外避難

平成12年8月30日 小中高生が秋川高校へ避難

『三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kuroku/kiroku.html>』

05. 8月24日より三宅村の在宅要介護者を都内の特別養護老人ホーム等へ島外避難をさせた。

◆特別養護老人ホーム入所者及び在宅の要介護者のうち、島内での介護が困難な方については島外の施設への入所を実施 →三宅村の在宅要介護者、特別養護老人ホーム入所者、身体障害者及び知的障害者計77名を、都内の特別養護老人ホーム等へ移送・受け入れを実施(8月24日～)。このほか、東京都は要介護高齢者等への介護サービス提供に対する区市町村及び近県への協力依頼を実施【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9), p.29】

06. 9月2日、全島民に島外避難指示が出された。

◆9月2日～9月4日、全島民に島外避難指示。(三宅村)、(防災、ライフライン維持等要員を除く全島民1,966世帯、3,829人)【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p.83】

3. 道路・港湾・空港施設の被害

01. 7月14日～17日、都道通行確保の作業を実施した。

◆都道通行確保のため降灰のつど除去作業を実施。泥流被害復旧作業(泥土除去、道路補修等)、応急対策として土のう積み等を実施、恒久対策として砂防ダム設置等を検討【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p.82】

02. 降灰により通行止めになっていた都道は除去作業が行われ、一部の区間が通行止め解除された。

◆降灰により通行止めとなっていた都道について、三宅支庁土木課による除去作業が一部で完了し、通行止めを一部解除しました(略)。
通行止め解除区間

路線名	通行止め解除区間及び延長	解除日時
一般道	東京都三宅村	29日
三宅循環線 (212路線)	神着地内～神着下馬野尾地内 延長 約4.1km	16時30分

【『東京都災害対策本部 平成12年8月29日午後7時30分 (第4報)』東京都】

◆降灰により通行止めとなっていた都道について、三宅支庁土木課による除去作業が一部で完了し、通行止めを一部解除しました(略)。

通行止め解除区間

路線名	通行止め解除区間及び延長	解除日時
一般道	東京都三宅村	31日
三宅循環線 (212 路線)	神着下馬野尾地内～坪田三池浜地内 延長 約 3.2 km	17時 30分

『東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 31 日午後 6 時 15 分 (第 28 報)』東京都】

03. 都道・村道に歩道の沈下・擁壁亀裂・土砂崩落・降灰が発生した。

- ◆都道 21 箇所、村道 3 箇所(歩道の沈下、擁壁亀裂、土砂崩落、降灰)、泥流発生 60 箇所(平成 13 年 11 月 15 日現在)
通行止め区間 4 区間(9 月 25 日現在)
『平成 12 年(2000 年) 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 101

04. 空港は降灰により一時閉鎖、また、全島避難以降は事実上の閉鎖状態となった。

- ◆降灰のため、8 月 10 日 9 時より滑走路を閉鎖。8 月 10 日 11 時より公共へリを除き滑走路を開鎖(定期便は全便欠航(8 月 10 日、11 日))→降灰作業終了し、8 月 12 日 9 時より通常どおり滑走路を再開、8 月 18 日 18 時より空港を開鎖(8 月 18 日噴火)→8 月 21 日 20 時 00 分より閉鎖解除(灯火関係の被害については一部復旧作業中であるが、定期便は昼間のみであるため就航には影響なし)。全島避難以降は、事実上の閉鎖状態。『平成 12 年(2000 年) 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 101

05. 三池港は、事実上の閉鎖状態になった。

- ◆三池港は、事実上の閉鎖状態(被害を確認できない状態)。定期船(東海汽船)は通常どおりの運行を行う予定(阿古漁港入港予定) 『平成 12 年(2000 年) 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 101

4. ライフラインの被害

01. 東京都水道局及び衛生局は応急給水、漏水調査、応急復旧にあたった。

- ◆東京都水道局では、6 月 27 日から 7 月 13 日まで、職員延べ 419 名、給水車(4 トン車 1 台、給水タンク 2 基、2 トン車 2 台)などにより、応急給水、漏水調査、応急復旧にあたった。東京都衛生局では、6 月 30 日から 7 月 12 日まで、職員延べ 30 名が施設調査と応急復旧の指導を行った。『平成 12 年(2000 年) 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 8】

02. 各地区で停電が発生した。

- ◆7月26日の泥流発生及びその後の断続的な噴火により停電発生。【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9), p. 8】

03. 一部地区で電話(携帯含む)が不通になった。

- ◆泥流により、阿古地区～坪田地区間(9月7日発生)、三池地区～坪田地区間(7月26日発生)のNTT東日本の通信ケーブルが損傷。→坪田・三池地区の加入電話・ISDN・専用線792回線が不通(9月11日工事業者を派遣)。NTTドコモの基地局を結ぶ回線がこのケーブルに含まれていたため、三池地区・坪田地区の携帯電話サービスが停止。【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9), p. 11】

04. 一部地区で放送が受信できなかった。

- ◆7月8日の噴火時に放送中継局の損壊により放送が一部地域で停波→7月11日より非常用送信機を仮設し、NHK総合テレビの放送可能→8月4日16時、御蔵島に仮設した放送中継局から、三宅島へ向け送信開始。三宅島南東部において、NHK、民間放送事業者のテレビ放送が受信可能【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9), p. 12】

5. その他の被害

01. 噴火による人的被害は軽傷者1名であった。

- ◆噴火に伴う降灰や泥流により、・軽傷者1名・家屋等の全部・一部損壊28棟、家屋等の床上浸水4棟、ゾロツク塀損壊等6ヶ所、島内道路の陥没・亀裂、斜面・山腹の崩落・落石等29ヶ所以上の被害が生じた。また、電気、電話、水道などのライフラインにも、寸断などの被害が発生した。【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p. 82】

02. ほぼ島内全域に降灰被害があった。

- ◆降灰積量は3～16cm(7月16日現在:東京都調べ)→8mm～11cm(8月18日噴火:建設省調べ)、都道三宅循環線沢部からの泥流(厚さ30cm程度、2箇所)(建設省調べ:8月11日現在)【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9), p. 9】

03. 農林水産業に被害があった。

- ◆農作物等(アシタバ等露地物の倒伏)、家畜(18頭死亡)、営農施設等(ビニールハウスの倒壊等)、農地・農業用施設(ため池1ヶ所、農道1ヶ所、農地への降灰及び泥流)、林地荒廃・林業用施設(林地荒廃・治山施設37ヶ所、林道4路線)、森林(2,003ha)、水産物等(トサカナリの品質低下、テングサ等への降灰、鮮魚出荷不能)、水産施設(定置網破損、テングサ干し場への降灰等)、漁港施設(1箇所)等に被害が発生。【平成12年(2000年)

三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 10』

04. 文教施設が被害を受けた。

◆7校中5校において、体育館の破損等、7校全てにおいて、相当量の降灰

※全島避難のため、現在の被害状況、降灰量についての詳細は不明【『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 12』

3-2. 警戒・避難体制の拡充

1. 離島避難の状況

01. 8月29日に三宅村児童・生徒の島外避難が行われた。

◆秋川高校への児童・生徒の島外避難：8月31日避難予定であった児童・生徒の受入については、29日15時10分発の定期船「ストレチア丸」で避難することを決定。到着予定竹芝桟橋 8月29日 21時30分頃バスで秋川高校に移動。【『東京都災害対策本部平成12年8月29日午後3時30分 (第2報)』東京都】

02. 8月29日に定期船で島外避難した三宅村児童・生徒は計136名であった。

◆29日15時10分発の定期船「すれちあ丸」で出航した三宅村児童・生徒の島外避難者数は下記のとおりです。なお、三宅村児童・生徒の島外避難者関係者を除く三宅島からの乗船者数は329名です。児童・生徒の保護者の乗船については不明です。

小学生	47名	(内3名については、親類宅に避難)
中学生	33名	訂正後： 31名
高校生	55名	訂正後： 58名
教職員	93名	訂正後： 94名
村教育委員会	7名	訂正後： 8名 (内3名は都の教育委員会職員)
計	235名	訂正後： 238名

【『東京都災害対策本部 平成12年8月29日午後4時30分 (第3報)』東京都】

03. 自主避難者を含め、8月30までに島外避難した児童・生徒は計441名であった。

◆三宅村児童・生徒の新たな島外避難者数について

小学生2名 (1名は8月30日島外避難、自主避難先へ向かう。学校は近隣の小学校。1名は9月2日島外避難予定、秋川高校へ)

中学生1名 (9月2日島外避難予定、秋川高校へ)

高校生13名 (10名は8月30日島外避難、秋川高校へ。2名は8月30日島外避難、親戚宅に立ち寄った後、9月2日秋川高校へ。1名は9月1日島外避難、秋川高校へ。)

8月30日現在での児童・生徒の避難状況は、8月30日以前に既に自主避難していた見

三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 10』

04. 文教施設が被害を受けた。

◆7校中5校において、体育館の破損等、7校全てにおいて、相当量の降灰
※全島避難のため、現在の被害状況、降灰量についての詳細は不明 [『平成 12 年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 12]

3-2. 警戒・避難体制の拡充

1. 離島避難の状況

01. 8月29日に三宅村児童・生徒の島外避難が行われた。

◆秋川高校への児童・生徒の島外避難：8月31日避難予定であった児童・生徒の受入については、29日15時10分発の定期船「ストレチア丸」で避難することを決定。到着予定竹芝桟橋 8月29日 21時30分頃バスで秋川高校に移動。[『東京都災害対策本部平成12年8月29日午後3時30分 (第2報)』東京都]

02. 8月29日に定期船で島外避難した三宅村児童・生徒は計136名であった。

◆29日15時10分発の定期船「すどれちあ丸」で出航した三宅村児童・生徒の島外避難者数は下記のとおりです。なお、三宅村児童・生徒の島外避難者関係者を除く三宅島からの乗船者数は329名です。児童・生徒の保護者の乗船については不明です。

小学生	47名	(内3名については、親類宅に避難)
中学生	33名	訂正後： 31名
高校生	55名	訂正後： 58名
教職員	93名	訂正後： 94名
村教育委員会	7名	訂正後： 8名 (内3名は都の教育委員会職員)
計	235名	訂正後： 238名

『東京都災害対策本部 平成12年8月29日午後4時30分 (第3報)』東京都]

03. 自主避難者を含め、8月30までに島外避難した児童・生徒は計441名であった。

◆三宅村児童・生徒の新たな島外避難者数について

小学生2名 (1名は8月30日島外避難、自主避難先へ向かう。学校は近隣の小学校。
1名は9月2日島外避難予定、秋川高校へ)

中学生1名 (9月2日島外避難予定、秋川高校へ)

高校生13名 (10名は8月30日島外避難、秋川高校へ。2名は8月30日島外避難、親戚宅に立ち寄った後、9月2日秋川高校へ。1名は9月1日島外避難、秋川高校へ。)

8月30日現在での児童・生徒の避難状況は、8月30日以前に既に自主避難していた児

童・生徒も含め次のとおりです。

小学生	208名
中学生	119名
高校生	114名
計	441名

【東京都災害対策本部 平成12年8月30日午後3時20分 (第14報)】東京都】

04. 8月31日現在、秋川高校に受け入れた児童・生徒数は150名となった。

◆8月31日午前10時30分現在、秋川高校に受け入れた児童・生徒数は、下記のとおりです。

記	
小学生	45名
中学生	31名
高校生	74名
計	150名

【東京都災害対策本部 平成12年8月31日午後4時30分 (第24報)】東京都】

05. 都は特別養護老人ホーム「あじさいの里」入所者を受け入れることとした。

◆三宅村からの要請により、特別養護老人ホーム「あじさいの里」入所者8名を、第三陣として受け入れることとしました。【東京都災害対策本部 平成12年8月29日午後11時55分 (第7報)】東京都】

◆三宅村からの要請により、特別養護老人ホーム「あじさいの里」入所者2名を、第三陣8名に追加して受け入れることとし、本日、合計で10名の受け入れを実施することとなりました。(中略)

累計受入数 (第一陣～第三陣まで) 累計42名)

・在宅高齢者等

22名

・特別養護老人ホーム「あじさいの里」入所者 20名

【東京都災害対策本部 平成12年8月30日午後9時20分 (第8報)】東京都】

06. 特別養護老人ホーム「あじさいの里」全員の(島外)受け入れが確定した。

◆三宅村からの要請により、特別養護老人ホーム「あじさいの里」に現時点で入所されている29名全員を、第四陣として受け入れることとしました。【東京都災害対策本部 平成12年8月31日午後5時30分 (第26報)】東京都】

07. 特別養護老人ホーム「あじさいの里」(島外)受け入れスケジュールが確定した。

◆三宅村からの要請により、特別養護老人ホーム「あじさいの里」に現時点で入所されて

いる29名全員を、第四陣として受け入れることは既にお知らせしましたが、移送の具体的なスケジュール等が決まりましたので、お知らせします。これにより、今までに三宅村から要請があった要介護高齢者の移送は完了することとなります。

1 実施日

平成12年9月1日(金)

2 移送のスケジュール等(予定)

○第1組 ヘリコプター1機(東京消防庁)

高齢者 2名

看護婦 1名(※)

10時40分 三宅島発

11時40分 多摩航空センター着 →直接受入施設へ

○第2組 ヘリコプター2機(東京消防庁)

高齢者 6名

看護婦 2名(※)

15時20分 三宅島発

16時20分 多摩航空センター着 →直接受入施設へ

○第3組 船(東海汽船)

高齢者 21名

医師 1名 看護士 1名(※)

14時10分 三宅島発

20時30分 竹芝着 →直接受入施設へ

※3組とも、1日に現地入りする多摩老人医療センターの医師、看護婦(士)が添乗する予定。

(注) この移送計画は予定であり、変更される可能性があります。

3 受け入れ施設・人数

10施設 29名

・至誠キートンスホーム(立川市) 3名(1組2名、3組1名)

・つきみの園(小金井市) 3名(2組2名、3組1名)

・西砂ホーム(立川市) 3名(2組2名、3組1名)

・ニューフジホーム(昭島市) 3名(2組2名、3組1名)

・足立翔裕園(足立区) 2名(3組)

・サルビア荘(町田市) 3名(3組)

・品川区立荏原特別養護老人ホーム 3名(3組)

・世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム 3名(3組)

・豊島区立特別養護老人ホーム山吹の里 3名(3組)

・美郷(町田市) 3名(3組)

第3期 噴火継続対応期

4 累計受入数 (第一陣～第四陣まで 累計 71名)

・在宅高齢者等 (身体障害者 1名を含む) 22名

・特別養護老人ホーム「あじさいの里」入所者 49名

【『東京都災害対策本部 平成12年9月1日午前9時50分 (第30報)』東京都】

08. 8月31日に(島内)避難住民の一時帰宅を実施した。

◆三宅村は都道の通行止めの一時的解除(推取神社～三池キャンプ場3.2kmを除く)に伴い、泥流危険により避難勧告及び避難指示を発令した村民の一時帰宅を午前7時45分実施しました。

一時帰宅は午前中いっぱい予定ですが、降雨の状況により早まる可能性があります。

なお、本日午前6時現在、避難状況は次のとおりです。(三宅村調べ)

東京都三宅勤労福祉会館	230人
三宅小学校	0人
三宅中学校	141人
阿古中学校	131人
阿古小学校	181人
坪田中学校	193人
神着老人福祉館	0人
計	876人

【『東京都災害対策本部 平成12年8月31日午前9時30分 (第20報)』東京都】

09. 9月2日から9月4日の間で一時帰宅が認められた。

◆三宅村は、避難指示発令後であっても、下記のとおり一時帰宅を認めることになりましたので、お知らせします。

記

- 1 期間 9月2日(土)～9月4日(月)の3日間
 - 2 対象者 島外に避難している三宅村民
 - 3 理由 家屋の立ち入り等
- 【『東京都災害対策本部 平成12年9月1日午後8時00分 (第38報)』東京都】

2. 東京都および自治体の対応

01. 東京都は8月11日、「三宅島・新島・神津島近海地震等災害対策会議」を設置した。

◆12年8月11日、東京都は、三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震等による被害状況の的確な把握と復旧に向けた円滑かつ効果的な対策を全庁挙げて総合的に推進するとともに、島しょ町村の今後の復興を図るため「三宅島・新島・神津島近海地震等災害対策会議」を設置した。【『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 87】、

02. 8月29日午前11時、東京都は災害対策本部を設置した。

◆東京都は、8月29日午前11時、災害対策本部を設置し、三宅島火山活動及び神津島、新島近海の地震活動に対処することとしました。(中略) 東京都は、三宅島の小・中学校児童生徒等及び高齢者等の島外避難をはじめ、三宅島・新島・神津島近海における火山・地震活動への対策を行っている。本日午前4時30分頃、三宅島の雄山が再噴火し、午前11時頃には新島・神津島で震度5弱の地震が発生している。こうした状況の下で、総合的な災害対策を促進するため、各局の対応を強化する必要がある。このため東京都は、三宅島火山活動および新島・神津島地震災害に対して、本日午前11時に災害対策本部を設置した。『東京都災害対策本部 平成12年8月29日午後1時30分 (第1報)』東京都]

03. 8月20日に都知事が海上自衛隊に災害派遣要請をした。

◆8月20日8時00分東京都知事から陸自第1師団長に対し、泥流等により特に被害が大きいと予想される箇所の上のう積み及び降灰除去に係る災害派遣要請。
8月26日17時00分撤収要請
『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.17]

04. 8月29日に都知事が海上自衛隊に災害派遣要請をした。

◆8月29日22時、東京都知事は海上自衛隊に災害派遣要請を行いました。要請の内容は、下記のとおりです。
1 緊急時の島民避難のための船舶の確保及び洋上待機
2 警視庁の輸送警備車(三宅島住民の避難用)の搬送
3 東京消防庁の耐熱救援車等(三宅島住民の避難用)の搬送
『東京都災害対策本部 平成12年8月29日午後10時15分 (第5報)』東京都]
◆平成13年10月3日17時57分撤収要請
『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.17]

05. 都は9月4日からホテルジッゾ「かどれあ丸」に東京都現地災害対策本部を移設した。

◆12年8月29日～東京都は、再度、災害対策本部を設置するとともに、12年9月2日、村長の避難指示に伴い、島民の受入や受入後の生活の安定のため、様々な支援活動にあたった。都庁9階の東京都災害対策本部には、昼夜の別なく、都庁各局、自衛隊、海上保安庁、警視庁及び東京消防庁などの関係機関の連絡員が詰め、相互に密接な連携を図った。こうした機関とともに、いつでも島民が帰り、生活を開始できるようライオン

ン等の維持を図るため、12年9月4日からは、現地において船内に東京都現地災害対策本部を移設し、「かとれあ丸」（東海汽船株式会社）によるホテルシップを活動拠点とした災害活動が12年10月6日まで行われた。『平成15年東京都の災害』東京都（2005/3），p.87]

06. 第2回災害対策本部会議で島民の離島避難が決まった。

◆第2回災害対策本部会議決定事項について
記

- 1 昨夜の火山噴火予知連絡会の見解も踏まえ、防災関係及びライオン等の要員を除く三宅村民が、両3日以内に島から避難することが適当である。
- 2 東京都は、船舶など輸送手段、一時受入施設、食料・日用品の支給など、受け入れ態勢の確保に至急とりかかる。
- 3 このため、青山副知事を本日現地に派遣する。
『東京都災害対策本部 平成12年9月1日午後1時15分 （第33報）』東京都

07. 9月2日に石原都知事が現地視察に来ることになった。

◆石原都知事の現地視察等について

このことについて、以下のとおり日程が決まりましたのでお知らせします。

1 目的

三宅島・神津島・新島の現地視察及び村役場との意見交換

2 日時

平成12年9月2日（土） 午後0時30分～午後5時30分

3 使用機種

東京消防庁 1機

4 派遣職員（合計9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 石原 慎太郎 | 東京都知事 |
| (2) 濱 渦 武 生 | 東京都副知事 |
| (3) 高 井 英 樹 | 政務担当特別秘書 |
| (4) 大 関 東支夫 | 総務局長 |
| (5) 浪 越 勝 海 | 労働経済局長 |
| (6) 白 谷 祐 二 | 東京消防庁救急部長 等 |

5 行程

12:30 東京へリポート発→13:30 三宅島空港着→14:30 神津島へリポート着→
15:30 新島・若郷桟橋着→16:15 新島空港着→17:30 東京都庁第一本庁舎屋上へリ
ポート着

『東京都災害対策本部 平成12年9月1日午後0時30分 （第32報）』東京都]

08. 避難用シェルターの増設をすることにした。

◇東京都は、噴火に伴う噴石から歩行者及び車輛運転手等を守るため、8月26日より避難用シェルターを18箇所に設置しが、その後も噴火が継続しており、収容可能人数を増やし、さらに避難者の安全性を高めるため、避難用シェルターを増設することとした。【東京都災害対策本部 平成12年8月30日午後4時30分 (第15報)】東京都】

09. 都道沿い30カ所に火砕流対策シェルターを設置することになった。

◇東京都は、噴火に伴う火砕流から歩行者及び車輛運転手等を守るため、9月1日より、現地確認の上、都道沿い30カ所に火砕流対策シェルターを設置することとした。【東京都災害対策本部 平成12年9月1日午後1時15分 (第33報)】東京都】

3. 政府の対応

01. 三宅島火山活動・度重なる地震について「緊急参集チーム会議」及び「関係省庁連絡会議」の開催を行った。

◆官邸危機管理センターにおいて「緊急参集チーム会議」、国土庁において「災害対策関係省庁連絡会議」を開催して

①関係機関は今後とも迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、関係地方公共団体を含め、緊密な連携を図り、警戒などに万全を期すること

②事態の推移に応じ必要があれば、災害関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁の連携を密にしていこうこと、
等を確認した。

【『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 14-15】

02. 官邸にて「関係省庁局長等会議」の開催を行った。

◆①7月21日、官邸にて第1回関係省庁局長等会議を開催し、以下の4点を確認した。

1. 火山活動及び地震活動について引き続き厳重な監視・観測を行い、被害の発生・拡大防止に努める。

2. 住民の生命・身体の安全確保を最優先としつつ、被災住民の生活面での支援に遺漏なきを期する。

3. 緊急時の住民避難等に万全を期するため、関係機関においては、引き続き必要な体制を維持する。

4. 今後とも状況に応じて適宜関係関係及び局長等による会議を開催する。

②8月29日、官邸にて第2回関係省庁局長等会議を開催(第1回非常災害対策本部会議とあわせて開催)し、以下の5点を確認した。

1. 三宅島火山の活動状況及び三宅島、神津島、新島、式根島近海における地震の発生状況にかんがみ、引き続き嚴重な監視・観測体制を維持するとともに、可能な限り監視・観測体制の強化を図る。
 2. 島内の住民が生活を維持する上で欠かすことのできない電力、水道、交通網、通信網等のライフラインの確保に努めるとともに、ライフラインに被害が生じた場合は可能な限り速やかに応急復旧できる体制を整えることとする。
 3. 島外に避難した住民を含め、住民の生活環境の改善を図るとともに、今回の災害による被害を受けた農林水産業、観光業等の産業を支援すべく、所要の施策を実施することとする。
 4. 島内に残った住民の安全確保に万全を期すとともに、万一の場合も想定し、緊急時の避難支援体制を構築しておくこととする。
 5. 関係省庁間及び東京都、地元自治体との緊密な連携を維持し、これらの対策を適切かつ迅速に行うこととする。そのため、現地において各種施策を迅速に具体化するため関係省庁で構成する「政府現地対策チーム」をできるだけ早い時期に派遣するとともに、今後とも状況に応じて関係局長等会議を開催することとする。
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 15]

03. 政府は「平成 12 年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部」を設置した。

◆8月29日12時15分、政府は「平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部」を設置した。また同日14時から第1回本部会議を第2回関係局長等級会議とあわせて開催(確認事項は上記の第2回関係局長等級会議の確認事項と同じ。)『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 15]

04. 災害に対応するため、内閣官房は体制を整えた。

- ◆・官邸対策室を設置(7月1日16時08分)
 - ・官邸対策室を設置(7月9日4時17分)
 - ・官邸対策室を設置(7月15日11時)
 - ・官邸対策室を設置(7月30日)
 - ・官邸対策室を設置(8月18日11時05分)
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 18]

05. 災害に対応するため、内閣府は体制を整えた。

- ◆ 情報対策室を設置 (6月26日19時30分)
- ・ 情報対策室を設置 (7月1日16時05分)
- ・ 情報対策室を設置 (7月9日4時08分)
- ・ 情報対策室を設置 (7月15日10時45分)
- ・ 情報対策室を設置 (7月30日21時40分)
- ・ 情報対策室を設置 (8月18日10時55分)
- ・ (地震被害早期評価システムによる被害推計結果) を関係省庁へ配信 (7月EESI日、9日、15日、30日、8月18日)
- ・ 三宅島火山活動及び新島・神津島・三宅島近海を震源とする地震について、インターネットによる情報発信を開始 (8月21日)

『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.181

06. 災害に対応するため、警察庁は体制を整えた。

◆体制

- ・ 警察庁災害警備本部を設置 (6月26日21時30分)
- ・ 警視庁総合警備本部を設置 (6月26日19時50分)
- ・ 警察庁災害警備連絡室を設置 (7月8日18時46分)
- ・ 警視庁災害警備連絡室を設置 (7月8日18時46分)
- ・ 警察庁災害警備本部を設置 (7月1日16時10分)
- ・ 警視庁総合警備本部を設置 (7月1日16時05分)
- ・ 警察庁災害警備本部を設置 (7月9日4時15分)
- ・ 警視庁総合警備本部を設置 (7月9日4時10分)
- ・ 警察庁災害警備本部を設置 (7月15日10時35分)
- ・ 警察庁災害警備本部を設置 (7月30日21時40分)
- ・ 警視庁総合警備本部を設置 (7月30日21時32分)
- ・ 警察庁災害警備本部を設置 (8月18日11時05分)
- ・ 警視庁総合警備本部を設置 (8月18日11時00分)
- ・ 警察庁非常災害警備本部を設置 (8月29日12時15分)

●現地の体制 (平成13年9月20日現在)

【三宅村】 署員約10人

『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.19]

07. 災害に対応するため、防衛庁は体制を整えた。

◆6月26日19時33分気象庁が三宅島に関する緊急火山情報を発出したことを踏まえて、次のような活動を実施。

- ・ 東京都、三宅村等に対して連絡要員を派遣
 - ・ 航空機による偵察
 - ・ 三宅島周辺への艦艇の派遣
 - ・ 航空機による機動隊員、医師等の輸送等
- 6月27日4時45分東京都知事より陸自第1師団長に対し、災害派遣要請。以降、次のような活動を実施（7月2日9時32分撤収要請。）

- ・ 航空機による偵察、人員物資（東京都の職員、備蓄食糧等）の輸送支援
 - ・ 艦艇による東京消防庁、東京都水道局等の人員及び車両輸送支援
 - ・ 避難住民に対する給食、給水、入浴支援等の生活支援
- 8月20日8時00分東京都知事から陸自第1師団長に対し災害派遣要請以降次のような活動を実施（8月26日7時、撤収要請。）
- ・ 泥流等により特に被害が大きいと予想される箇所の上のう積み
 - ・ 降灰除去

8月29日22時00分、東京都知事から海自横須賀地方総監に対し、災害派遣要請。以降、次のような活動を実施（10月3日17時57分、撤収要請。）

- ・ 人員・物資の輸送支援

『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 19-20]

08. 災害に対応するため、総務省は体制を整えた。

◆本省に三宅島噴火警戒連絡会議を設置（6月26日22時00分）

- ・ 東京郵政局及び関東電気通信監理局に非常災害対策本部を設置（6月26日22時20分）
- ・ 本省に三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部を設置（8月29日16時00分）

『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 21]

09. 災害に対応するため、郵政事業庁は体制を整えた。

◆平成12年6月26日22時00分、郵政本省に警戒連絡室、東京郵政局に非常災害対策本部を設置

- ・ 平成12年8月29日16時00分、郵政本省及び東京郵政局に三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部を設置（東京郵政局は名称変更）

『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府

(2003/9), p. 23]

10. 災害に対応するため、消防庁は体制を整えた。

- ◆ 消防庁災害対策本部を設置 (6月26日 19時33分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月1日 16時07分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月9日 4時30分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月15日 10時39分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月20日 2時38分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月24日 6時54分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月27日 10時59分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月30日 9時26分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (7月30日 21時34分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (8月18日 11時05分)
 - ・ 消防庁災害対策本部を設置 (8月29日 11時00分)
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府 (2003/9), p. 24]

11. 災害に対応するため、文部科学省は体制を整えた。

- ◆ ◎旧文部省
 - ・ 文部省三宅島災害応急対策本部を設置 (6月26日 20時55分)
 - ・ 文部省三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常対策本部を設置 (8月29日 16時30分)
 - ◎旧科学技術庁関係
 - ・ 科学技術庁平成 12 年(2000)年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置し、第 1 回会議を開催 (8月29日 18時15分)
 - ◎文部科学省
 - ・ 文部科学省三宅島及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部を設置 (平成 13 年 1 月 6 日)
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府 (2003/9), p. 26]

12. 災害に対応するため、厚生労働省は体制を整えた。

- ◆ 厚生省新島・神津島災害対策連絡会議を設置 (7月1日より)
 - ・ 厚生省三宅島災害対策連絡会議の設置 (7月30日)
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府 (2003/9), p. 28]

13. 災害に対応するため、農林水産省は体制を整えた。

- ◆ 農林水産省三宅島火山対策関係局庁連絡会議を設置 (6月27日)
 - ・ 林野庁に三宅島火山情報連絡本部を設置 (6月27日)
 - ・ 林野庁新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (7月1日)
 - ・ 農林水産省新島・神津島地震対策関係局庁担当者連絡会議を開催 (7月17日)
 - ・ 農林水産省三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (8月29日)
 - ・ 関東農政局三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (8月29日)
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府 (2003/9), p. 331

14. 災害に対応するため、経済産業省は体制を整えた。

- ◆ 関東通産局長を本部長とする関東通産局災害対策本部を設置 (6月27日)
 - ・ 東京電力に対し、発電機、配電線の設置状況の確認、緊急時に備えた連絡体制の整備を指示 (6月26日20時15分)
 - ・ LPガスについて、東京都及び業界団体との連絡体制を整備 (6月26日20時30分)
 - ・ 高圧ガス、火薬類について、東京都との連絡体制を整備 (6月26日20時30分)
 - ・ 大臣官房長を本部長とする「平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震通産産業省非常災害対策本部」を設置。これを受け、関東通産局災害対策本部を支部に改組 (8月29日)
- 『平成 12 年(2000 年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府 (2003/9), p. 341

15. 災害に対応するため、国土交通省は体制を整えた。

◆ ◎旧建設省関係

- ・ 建設省警戒体制 (6月26日19時35分)
 - ・ 関東地方建設局が警戒体制 (6月26日20時)
 - ・ 国土地理院が三宅島火山噴火災害対策本部を設置 (6月26日20時)
 - ・ 本省警戒体制 (7月9日4時15分)
 - ・ 本省警戒体制 (7月15日10時45分)
 - ・ 本省警戒体制 (7月30日21時30分)
 - ・ 本省警戒体制 (8月18日10時55分)
- 本省三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (8月29日12時30分)
- ◎旧運輸省関係
- ・ 本省三宅島噴火対策連絡会議を設置 (6月26日20時30分)
 - ・ 運輸省三宅島噴火災害対策本部を設置 (6月27日10時30分)

- ・本省情報連絡体制 (7月1日)
 - ・本省情報連絡体制 (7月9日)
 - ・本省情報連絡体制 (7月15日)
 - ・本省情報連絡体制 (7月30日)
 - ・本省の情報連絡体制を整備 (8月18日11時00分)
 - ・本省三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (8月29日13時00分)
- 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 35-38]

16. 災害に対応するため、気象庁は体制を整えた。

- ◆ 気象庁三宅島火山災害対策本部を設置 (6月26日20時30分～6月30日17時00分)
 - ・ 気象庁神津島地震災害対策本部を設置 (7月1日17時15分～7月3日17時30分)
 - ・ 気象庁神津島地震災害対策本部を設置 (7月9日4時30分)
 - 気象庁神津島・新島地震災害対策本部に改組 (7月15日11時00分)
 - ・ 気象庁三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部に改組 (8月29日13時～)
- 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 40]

17. 災害に対応するため、海上保安庁は体制を整えた。

- ◆ 海上保安庁対策本部設置 (6月26日21時15分)
 - ・ 海上保安庁神津島地震対策室を設置 (7月9日4時30分)
 - ・ 海上保安庁新島地震対策室を設置 (7月15日11時05分)
 - ・ 海上保安庁災害対策室を設置 (7月30日21時50分)
 - ・ 第三管区本部に神津島地震対策本部を設置 (7月9日4時30分)
 - ・ 第三管区海上保安本部新島地震対策本部を設置 (7月15日11時00分)
 - ・ 第三管区海上保安本部災害対策本部を設置 (7月30日21時50分)
 - ・ 海上保安庁地震・噴火災害対策室 (常設)
 - ・ 第三管区海上保安本部伊豆諸島地震・噴火災害対策室 (常設)
 - ・ 海上保安庁三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (8月29日14時00分)
 - ・ 第三管区海上保安本部三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部を設置 (8月29日14時00分)
- 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 40-41]

18. 災害に対応するため、環境省は体制を整えた。

- ◆ 自然保護局内に三宅島火山活動連絡本部を設置 (6月26日23時)
- ・環境庁三宅島噴火及び新島・神津島近海自身非常災害対策本部を設置 (8月29日18時) 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 41]

3-3. 被災者へ生活の支援

1. 避難住民への安否情報の提供

01. 総務省はインターネット等による被災者安否情報登録検索システムの運用を開始した。

- ◆インターネット等を用いて災害安否情報を収集できる被災者安否情報登録検索システムの運用を開始。(6月27日) 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 22]

2. 医療・救護活動

01. 厚生労働省は救護班、医療チームを派遣した。

- ◆ 厚生省三宅島災害対策連絡会議の設置(7月30日)
 - ・東京都において、日赤病院(大森病院、武蔵野病院)、東京都立病院(広尾病院、豊島病院)の医師、看護婦等からなる救護班計4班24名を、自衛隊機により三宅島へ派遣。三宅村の保健所を拠点に、今後噴火が生じた際の被災者の医療や健康管理を実施(6月27日)
 - ・その後日赤病院(津久井病院)救護班及び国立病院(東京災害医療センター)救護班計2班11名を派遣(6月29日)
 - ・日本赤十字社は上記のほか、日本赤十字社東京都支部に災害警戒対策本部を設置するとともに、救護班3班待機(6月26日火山活動)
→その後待機解除
 - ・日本赤十字社の本社及び東京都支部においてそれぞれ連絡員、国立病院東京災害医療センター救護班1班が待機(7月30日)→その後待機解除
 - ・降灰によって健康が心配な方に対し、8月25日～29日に都内から医療チームを派遣
- 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 28-29]

3. 救援物資・災害見舞

01. 救援物資は、食料・生活用品から降灰除去資機材へ変わった。

- ◆6月26日からの火山活動によるもの
- 飲料水(10万本)、アルファ化米(1万食)、カップ麺(4千食)、米(6トン)、豚汁材料(3千食)、粉ミルク(60缶)、紙皿(1万2千枚)、紙コップ(1万6千枚)、簡易トイレ(200

18. 災害に対応するため、環境省は体制を整えた。

- ◆ 自然保護局内に三宅島火山活動連絡本部を設置 (6月26日23時)
- ・ 環境庁三宅島噴火及び新島・神津島近海自身非常災害対策本部を設置 (8月29日18時) 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 41]

3-3. 被災者へ生活の支援

1. 避難住民への安否情報の提供

01. 総務省はインターネット等による被災者安否情報登録検索システムの運用を開始した。

- ◆ インターネット等を用いて災害安否情報を収集できる被災者安否情報登録検索システムの運用を開始。(6月27日) 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 22]

2. 医療・救護活動

01. 厚生労働省は救護班、医療チームを派遣した。

- ◆ 厚生省三宅島災害対策連絡会議の設置(7月30日)
- ・ 東京都において、日赤病院(大森病院、武蔵野病院)、東京都立病院(広尾病院、豊島病院)の医師、看護婦等からなる救護班計4班24名を、自衛隊機により三宅島へ派遣。三宅村の保健所を拠点に、今後噴火が生じた際の被災者の医療や健康管理を実施(6月27日)
- ・ その後日赤病院(津久井病院)救護班及び国立病院(東京災害医療センター)救護班計2班11名を派遣(6月29日)
- ・ 日本赤十字社は上記のほか、日本赤十字社東京都支部に災害警戒対策本部を設置するとともに、救護班3班待機(6月26日火山活動)
→その後待機解除
- ・ 日本赤十字社の本社及び東京都支部においてそれぞれ連絡員、国立病院東京災害医療センター救護班1班が待機(7月30日)→その後待機解除
- ・ 降灰によって健康が心配な方に対し、8月25日～29日に都内から医療チームを派遣
『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 28-29]

3. 救援物資・災害見舞

01. 救援物資は、食料・生活用品から降灰除去資機材へ変わった。

- ◆ 6月26日からの火山活動によるもの
- 飲料水(10万本)、アルファ化米(1万食)、カップ麺(4千食)、米(6トン)、豚汁材料(3千食)、粉ミルク(60缶)、紙皿(1万2千枚)、紙コップ(1万6千枚)、簡易トイレ(200

個)、カーペット・毛布(各5千枚)、肌着(4千枚)
 7月14日の噴火によるもの
 降灰除去用資機材(角スユツプ150丁、じょれん150丁、一輪車150台、土のう7,500枚)
 【『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 17】

02. 厚生労働省は生活必需品31品目を無償で供与した。

◆災害救助法により生活必需品31品目を無償で供与(8月31日) 【『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 30】

03. 8月31日現在、三宅島・新島・神津島近海地震等に係る義援金は1億円を超えた。

◆8月14日から受付を行っている三宅島・新島・神津島近海地震等に係る義援金は8月31日現在、下記のとおりです。(略)

金額	100,586,539円
件数	9,598件

【『東京都災害対策本部 平成12年8月31日午前12時10分 (第22報)』東京都】

04. 都は被災者への生活必需品の給与及び生活福祉資金の特例措置を行うことにした。

◆(略) 多数の方々が避難している状況の下、災害救助法の適用内容等に関する厚生省との協議等を踏まえ、都は、下記のとおり生活必需品の給与及び生活福祉資金の特例措置を行うこととしましたのでお知らせします。

1 生活必需品の給与等

対象品目 被服、寝具、調理用品、食器等の生活必需品
 相談窓口 三宅村・新島村・神津島村の各村役場、

都内各福祉事務所、東京都福祉局生活福祉部保護課

2 生活福祉資金の特例措置

(1) 生活福祉資金の貸付内容

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1) 対象者 | 今回被災された全世帯 |
| 2) 貸付限度額 | 10万円以内 |
| 3) 無利子(利子3%分については都が助成する) | |
| 4) 据置期間 | 1年以内 |
| 5) 償還期限は据置期間経過後 | 4年以内 |

【『東京都災害対策本部 平成12年8月31日午後5時30分 (第27報)』東京都】

05. 都は秋川高校へ避難した児童・生徒に物資を搬送した。

◆三宅村児童・生徒のための物資を下記の通り秋川高校へ搬送いたしました。

記

物資名	数量	到着日時
毛布	600 枚 (60 箱)	
アルファ化米	1,500 食 (15 箱)	8 月 29 日午後 6 時 25 分
クワツカー	700 食 (10 箱)	
カツラ類	1,512 食 (126 箱)	8 月 30 日午前 11 時 10 分

【東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 30 日午後 3 時 00 分 (第 13 報)』東京都】

4. ボランティア

01. 7 月 22 日、災害救助ボランティアは民家の降灰を除去した。

◆7 月 22 日早朝。晴れ。台風之余波で欠航が心配されたが、災害救助ボランティア一行 140 人を乗せた定期船は無事に鋪ヶ浜港に着岸した。

午前九時三〇分。いよいよ作業開始。やっと来てくれたと、家主たちがほっとした笑顔をみせた。私達ちも約束を果たせたことで、ほっとしていた。ボランティアの人たちは仮眠も十分にとれずにいたはずなのに、きびきびと体を動かして手際よく作業を進める。みるみるうちに灰を入れた土のうが積み上げられて小山をつくっていく。大勢でやる仕事は速かったし、何といっても楽しかった。灰の降った時間が短かった家の作業は午前中にはめどがついてしまった。

一方、降灰の多かった島下や下馬野尾での作業は難航していた。風が吹くたびにまるで砂あらしのように、灰が舞う。森に積もった灰はどうすることもできない。灰は母屋と物置の間のせまいすき間にも大量に入り込んでいた。庭の方まで手をつければ、そこそ際限のない仕事になってしまいそうだった。それでも、作業終了の午後四時までは軒下はもちろん、庭も元の土が顔を出し、見ちがえるようになった。【三宅島 島民たちの一年』三谷彰(2001), p. 18-19】

3-4. 離島避難に向けての対策

1. 離島避難所の確保状況

01. 8 月 30 日までに都は受入可能な都営住宅等の数を約 270 戸の提供を予定した。

◆8 月 29 日現在、三宅村に提示している受入可能な都営住宅等の数は、199 戸です。8 月 30 日に、約 270 戸を三宅村に追加提示する予定です。今後も、準備が整い次第、暫時、提示していきます。【『東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 29 日午後 10 時 40 分 (第 6 報)』東京都】

05. 都は秋川高校へ避難した児童・生徒に物資を搬送した。

◆三宅村児童・生徒のための物資を下記の通り秋川高校へ搬送いたしました。

記

物資名	数量	到着日時
毛布	600 枚 (60 箱)	
アルファ化米	1,500 食 (15 箱)	8 月 29 日午後 6 時 25 分
クワツカー	700 食 (10 箱)	
カツラ類	1,512 食 (126 箱)	8 月 30 日午前 11 時 10 分

【東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 30 日午後 3 時 00 分 (第 13 報)』東京都】

4. ボランティア

01. 7 月 22 日、災害救助ボランティアは民家の降灰を除去した。

◆7 月 22 日早朝。晴れ。台風之余波で欠航が心配されたが、災害救助ボランティア一行 140 人を乗せた定期船は無事に蒲ヶ浜港に着岸した。

午前九時三〇分。いよいよ作業開始。やつと来てくれたと、家主たちがほっとした笑顔をみせた。私たちも約束を果たせたことで、ほっとしていた。ボランティアの人たちは仮眠も十分にとれずにいたはずなのに、きびきびと体を動かして手際よく作業を進める。みるみるうちに灰を入れた土のうが積み上げられて小山をつくっていく。大勢でやる仕事は速かったし、何といっても楽しかった。灰の降った時間が短かった家の作業は午前中にはめどがついてしまった。

一方、降灰の多かった島下や下馬野尾での作業は難航していた。風が吹くたびにまるで砂あらしのように、灰が舞う。森に積もった灰はどうすることもできない。灰は母屋と物置の間のせまいすき間にも大量に入り込んでいた。庭の方まで手をつければ、そこそ際限のない仕事になってしまいそうだった。それでも、作業終了の午後四時までは軒下はもちろん、庭も元の土が顔を出し、見ちがえるようになった。【『三宅島 島民たちの一年』三谷彰(2001), p. 18-19】

3-4. 離島避難に向けての対策

1. 離島避難所の確保状況

01. 8 月 30 日までに都は受入可能な都営住宅等の数を約 270 戸の提供を予定した。

◆8 月 29 日現在、三宅村に提示している受入可能な都営住宅等の数は、199 戸です。8 月 30 日に、約 270 戸を三宅村に追加提示する予定です。今後も、準備が整い次第、暫時、提示していきます。【『東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 29 日午後 10 時 40 分 (第 6 報)』東京都】

02. 島外避難者への都営住宅等の一時提供予定戸数は、1,300～1,400戸となった。

◆三宅島からの島外避難者への都営住宅等の一時提供について

1 提示戸数	
既提示戸数	199 戸
8月30日提示戸数	270 戸
一両日中の提示戸数	約200 戸
その後概ね1週間以内の提示戸数	約600～700 戸
計	約1,300～1,400 戸
近県からの提供戸数	258 戸
(中略)	
2 現在までの入居決定戸数	66 戸
『東京都災害対策本部 平成12年8月30日午後0時15分 (第11報)』東京都	

03. 三宅村の小・中・高校生の島外避難者は都立秋川高等学校(全寮制)で受け入れることになった。

◆三宅村教育委員会は、児童生徒(全444名)を島外へ避難させることとし(9月1日14時に全員島外避難完了)、東京都に児童生徒の受入について協力要請。

これを受け東京都教育委員会は、①保護者の付き添いなしで避難する児童生徒については、都立秋川高等学校で受け入れる(8月30日より順次受入)②保護者が付き添い、都営住宅等に入居する児童生徒については、入居先の近隣の学校で受け入れることとした。(転入学については、都教育委員会から各教育委員会あてに配慮依頼を実施) 『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p. 26]

2. ペットの問題と対策

01. 難島避難に際しペットが障害となった。

◆三宅島社協では、インターネットを通じて全国にペット用のキャリーボックスの寄付を呼びかけた。箱がないという理由で出発を見合わせている人もいる状況だったからだ。ペットの問題は、都営住宅に入るための最大の障害となった。『三宅島 島民たちの一年』三谷彰(2001), p. 38]

02. 東京都及び(社)東京都獣医師会がペットを一時預かりして飼育管理を行った。

◆都では、島外避難に伴い、住民のペットを一時預かりして飼育管理を行っています。(中略) また、(社)東京都獣医師会でも、同様に一時預かりを行っており(中略) ます。『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後1時15分 (第84報)』東京都]

第4期 被災地応急対応期(9/4全島避難～平成14年3/12一時帰宅)

4-1. 噴火活動の経過

1. 噴火活動の減少

01. 9月中旬以降は火山灰が少なくなり、白色噴煙を主とした噴出活動に変わってきた。

◆10月6日18時50分、気象庁は、「三宅島では、9月中旬以降は火山灰が少なくなり、白色噴煙を主とした噴出活動になっている。火山ガスの放出量は、9月中旬以降は、1日あたり約2～4万トンの二酸化硫黄の放出が観測されており、現在のようにガスの放出が続けば、爆発的噴火や火砕流の可能性は低い。当面は、多量の火山ガスを放出する活動が続くと考えられ、火山ガスに対する警戒が必要。また、雨による泥流にも注意が必要」旨の火山噴火予知連絡会の検討結果を発表(臨時火山情報第19号)。

11月1日19時20分、気象庁は、「火口の外に噴石を降らせるような噴火は見られなくなった。また、火山灰は10月以降認められなくなった。火山ガスの放出量は、9月～10月は、1日あたり約2～5万トン程度の二酸化硫黄の放出が観測されており、このような脱ガス状態が続く限り、山麓に噴石や火砕流を出すような爆発的噴火が発生する可能性は低い。当面は、多量の火山ガスを放出する活動が続くと考えられ、火山ガスに対する警戒が必要。また、雨による泥流にも注意が必要」旨の火山噴火予知連絡会の検討結果を発表(臨時火山情報第20号)。【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9),p.4】

02. 平成13年3月から5月に小規模な噴火があった。

◆平成13年5月28日、気象庁は、「3月19日及び5月27日に小規模な噴火があり、一時的に火山灰の放出が見られたが、それらを除き降灰はほとんど認められない。二酸化硫黄の放出量は、昨年に比べ低下しているが、1日あたり約2～3万トン程度の高い値を保持している。地殻変動は次第に鈍化している。3月から4月にかけて火口直下の温度変化を示すとも考えられる全磁力変化が観測された。以上のことから火山ガスの放出活動は低下の兆しが現れていると考えられる。今後も小規模な噴火が発生する可能性があるが、山麓に影響するような大きな規模の噴火の可能性は低いと考えられる。引き続き火山ガスに対する警戒が必要。」旨の火山噴火予知連絡会の検討結果を発表(臨時火山情報第2号)。【平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について】内閣府(2003/9),p.4】

03. 小規模な噴火は依然続いてきた。

- ◆平成 13年 5月 27日、小規模噴火が観測され三七沢付近で少量の降灰確認
- 平成 13年 9月 28日、小規模噴火発生
- 平成 14年 1月 23日、小規模噴火が発生し東部で少量の降灰を確認
- 平成 14年 3月 2日、小噴火2度発生、北東部で微量の降灰確認
- [三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kurroku/kiroku.html>]

2. 火山ガスに対する警戒

01. 爆発的噴火や火砕流の可能性は低いが多量の火山ガスに対する警戒が必要となった。

- ◆平成 12年 10月 6日：ガスの放出が続けば、爆発的噴火や火砕流の可能性は低い。当面は、現在のような多量の火山ガスを放出する活動が続くと考えられるので、火山ガスに対する警戒が必要。[平成 12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について] 内閣府(2003/9), p. 4]
- ◆平成 12年 10月 1日、火山ガス放出日量 6万トンと発表
- 平成 13年 4月 14日、二酸化硫黄排出日量 19,000～23,000 t
- 平成 13年 4月 25日、二酸化硫黄排出日量 29,000 t
- [三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kurroku/kiroku.html>]

02. 二酸化硫黄の放出量は、1日あたり約1～2万トン程度の高い値を保持している。

- ◆平成 13年 10月 22日、気象庁は、「二酸化硫黄の放出量は、減少傾向だが、1日あたり約 1～2万トン程度の高い値を保持している。火山ガスの組成はほぼ一定に保たれている。収縮を示していた地殻変動は、鈍化しながらも継続している。全磁力の変化は、6月から 8月にかけて、地下の温度低下の変化を示していたがそれ以降鈍化した。以上のことから火山ガスの放出も含めて、火山の活動は全体として低下途上にあると考えられる。今後も小規模な噴火が発生する可能性はあるが、山麓に影響するような大きな規模の噴火の可能性は低いと考えられる。引き続き火山ガスに対する警戒が必要。また、引き続き雨による泥流にも注意が必要。」旨の火山噴火予知連絡会の検討結果を発表(臨時火山情報第 3号)。[平成 12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について] 内閣府(2003/9), p. 4]

4-2. 防災関係機関等の対応

1. 委員会等の開催

01. 都は三宅島火山活動検討委員会を開催した。

◇東京都は第1回三宅島火山活動検討委員会を平成12年10月2日(月)に、第2回三宅島火山活動検討委員会を平成12年11月17日(月)に開催した。詳細は『東京都災害対策本部 平成12年9月29日午後4時40分(第170報)』東京都]と『東京都災害対策本部 平成12年11月13日午後2時00分(第214報)』東京都]を参照。

02. 都は三宅島災害対策技術会議を設置した。

◆三宅島災害対策技術会議(平成13年4月20日)

三宅島における災害復旧活動について、次のことを目的として設置。

- 1 応急的な対策等のほか、本格的な復旧に向け、道路、砂防、林道・治山、港湾・海岸、水道、電気・電話、住宅を含めた総合的な検討や連絡調整等を各部局連携のもと行っていくこと。
- 2 復旧活動の効率に大きく影響する夜間常駐化の動きなど、現地の作業環境との調整をト分に図りながら、進行政管理等を行っていくこと。【『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 94】

03. 都は『三宅村生活支援』連絡会議を設置した。

◆東京都『三宅村生活支援』連絡会議(生活支援PT)(平成13年10月31日設置)

避難生活を送っている三宅村民に対し、総合的に生活支援事業を実施するため設置。

- ①各局の生活支援事業の進行状況の把握及び連絡調整。
 - ②三宅村民の生活支援策の検討。
- 【『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 94】

04. 都は三宅島火山ガスに関する検討会を設置した。

◆三宅島火山ガスに関する検討会(平成14年9月30日設置)

三宅島の火山ガスがどのような状況になれば避難島民の帰島が可能になるか、安全確保対策の面から科学的に検討するために設置。

- ①三宅島の火山ガスの現状分析等に関すること
 - ②火山ガスが人の健康に与える影響に関すること
 - ③火山ガスに対する安全確保対策に関すること
 - ④三宅島への帰島の判断材料に関すること
 - ⑤その他必要な事項
- 【『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 94-95】

05. 都は三宅村復興計画策定委員会を設置した。

- ◆三宅村復興計画策定委員会(三宅村が平成14年1月29日に設置。)噴火災害から1日も早く立ち直るための社会基盤整備対策を講じるとともに、将来の噴火などの災害に備えた、災害に強い島づくりと、これまで島を支えてきた農林漁業などの地域の基幹産業の振興との調和を図りながら観光産業を核として、三宅島独自の再建策の構築に早急に取り組むため設置。
平成14年12月4日に「三宅村復興基本計画」を三宅村へ答申した。
『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p.95]

2. 三宅村による対応

01. 三宅村東京事務所は三宅村民相互の所在確認、郵便物転送届などの対応を行った。

- ◆三宅村東京事務所より、島外に避難している三宅村民へ下記の事項について周知するようお願いがありましたので、お知らせします。

記

1 避難先の連絡について

現在、三宅村東京事務所では、避難している三宅村民相互の所在確認の問い合わせが多くなっておりますが、自主避難者の多くは所在が不明であることなどから、所在先をお答えすることができません。

避難先が決まりましたら、速やかに三宅村東京事務所へご連絡ください。

2 郵便物転送届の提出について

東京郵政局から、「避難先への郵便物転送届」の提出に関する協力依頼がありました。上記届出を、最寄りの郵便局又はポストにお出しいただくことにより、旧三宅村住所で避難先への郵便物の転送が可能となります。(転送届は、最寄りの郵便局にあります。)

ついでには、島外避難者相互が安心して確実に連絡することができるよう、速やかに届出を行っていただきますようお願いいたします。

『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後7時00分 (第92報)』東京都

02. 三宅村役場は機能を東京事務所(竹芝)に移転した。

- ◆本日午前7時から開催された現地対策本部会議等を踏まえ、今後、下記の対応をとることになりました。

記

1 三宅村役場の機能移転

現在、坪田地区が孤立している状況に鑑み、村役場の職員が、戸籍簿、出納簿等主要な簿冊とともに、本日の定期船(午後2時30分発「すといれちあ丸J」で竹芝に移動。

第4期 被災地応急対応期

村役場の東京事務所（竹芝）で業務を遂行。

ただし、防災連絡要員として、現地には村長のもと最小限の村職員が残る。

2 現地での作業等

現在、噴煙の状況を午前9時から午後5時まで東京都が要請した海上自衛隊のP3Cが上空から監視。

これにあわせ、今後船外での作業は午前9時から午後5時の間に限り行う。

3 台風接近時の体制

台風接近の場合は、島への残留者を最小限（20～30名程度）に限定。

これらの者について危険性が高まった場合は、現在、近海に待機している。海上保安庁及び海上自衛隊の船舶等が救助のため出動する。

さらに危険な場合は全員をホテルシヅパに退避させる。ホテルシヅパについては、船舶運航者と協議し、下田等へ避難させる。

4 職員のローテーション

健康管理の観点から、都、村とも現地職員のローテーションを適切に行う。

『東京都災害対策本部 平成12年9月8日午後7時00分（第101報）』東京都

3. 東京都による対応

01. 東京都三宅出納事務所が都庁に移転した。

◆島外避難した三宅村民の方々に対する、保健衛生に係るサービスの提供等を行うため、平成12年9月11日（月）から当分の間、下記の場所に移転して業務を行いますのでお知らせします。

記

1 場所等 東京都公文書館 3階

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目13番17号

電話 03-3436-3654(代)

FAX 03-3436-3657

2 業務時間 午前9時から午後5時まで

（土曜、日曜及び祝日は除く。）

3 業務内容

- (1) 各種健康相談（健康診断を除く）
- (2) 難病等医療費助成、申請受付
- (3) 各種営業許可・免許申請受付
- (4) その他

『東京都災害対策本部 平成12年9月8日午後7時30分（第104報）』東京都

02. 平成12年9月4日、東京都現地災害対策本部を「かどれあ丸」に移設した。

◆いつでも島民が帰り、生活を開始できるようライフライン等の維持を図るため、12年9月

4日からは、現地において船内に東京都現地災害対策本部を移設し、「かどれあ丸」（東海汽船株式会社）によるホテルシップを活動拠点とした災害活動が12年10月6日まで行われた。【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p. 87】

03. 「三宅島火山活動検討委員会」の設置をした。

◆また、三宅島における火山活動への対応をより一層適切に行うため、各分野の専門家からの意見等を求める場として、「三宅島火山活動検討委員会」（座長：東京大学地震研究所 長藤井敏嗣氏）を設置し、第1回の検討委員会を12年10月2日に開催した。【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p. 87】

04. 平成12年10月7日、神津島に東京都現地災害対策本部を移した。

◆火山ガスの影響等を考慮して、神津島の村営ロッジに東京都現地災害対策本部を移し、火山ガスの状況を確認しながら、民間定期船等をチャーターし、三宅島での復旧活動を続けた。【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p. 87】

05. 都と政府非常災害対策本部による島内作業等の進め方等の方針が決定された。

◆島民の島外避難が長期化することも念頭において、東京都と政府非常災害対策本部による三宅島島内作業等に係る今後の進め方等の方針決定を行い、村、都、国が一致協力して、作業の着実な実施を図ることとした。

【当面実施する必要がある島内作業】

- ①火山観測体制の確立
 - ②島内のガス観測体制の確立
 - ③ライフラインの維持等
 - ④島内の生物調査等
- 【作業に当たった際の留意点】

- ①三宅島全域を危険性からカテゴリー区分し、それぞれの区域で行動基準を設定。
 - ②より安全性を高めるため、防毒マスクを装着しての作業の遵守強化。
 - ③山腹の火山観測機器の設置について、自衛隊のヘリによる集中的な運搬作戦の展開。
- 【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p. 87-88】

06. 平成13年9月21日、東京都現地災害対策本部を東京都三宅支庁内に移設した。

◆13年9月21日、三宅島内の施設に火山ガス対策を施したグリーンハウスが整備されたことにより、東京都現地災害対策本部を神津島から東京都三宅支庁内に移設し、より効果的な復旧活動を行えるようになった。【平成15年東京都の災害】東京都(2005/3), p. 89】

4. 政府による対応

01. 非常災害対策本部会議を開催した。

- ◆11月30日、国土庁にて第2回非常災害対策本部会議を開催。
平成13年6月7日、内閣府にて第3回非常災害対策本部会議を開催。【『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.15】

02. 内閣総理大臣が三宅島の現地視察、秋川高校の訪問をした。

- ◆9月14日、内閣総理大臣、非常災害対策本部長(国土庁長官兼建設大臣)等が三宅村、新島村及び神津島村の現地視察を実施。9月15日、内閣総理大臣は三宅島の児童・生徒が避難している秋川高校を訪問。【『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9), p.15-16】

5. 学識経験者による対応

01. 「三宅島で起きている活動は、学術的にも希有な現象。」と評価する三宅島火山活動検討委員会座長のコメントがあった。

- ◆本日行われた第1回三宅島火山活動検討委員会の内容は、別紙のとおりです。(中略) 座長あいさつ：「火山活動の予測、現状分析は予知連の領域であり、サイエンス側から行政に対する意見はシングル・ボイスの方が混乱を招かないと考える。必ずしも予知連の見解がうまく伝わらない部分に、こうした検討委員会を活用していただければ、行政の判断がやりやすくなるのではないか。三宅島で起きている活動は、学術的にも希有な現象であり、研究者として観測を次世代に残す義務がある。現状では観測を十分に行えていないが、都の協力も得て十分なものになればと思う。」【『東京都災害対策本部 平成12年10月2日午後6時30分 (第176報)』東京都】

6. ボランティア活動

01. 三宅島児童生徒に対してボランティアでヘアカットを行った。

- ◆美容師のボランティア団体「さくらグループ」より、三宅島から都立秋川高等学校に避難している児童生徒に対して、ヘアカットのボランティアの申し入れがありました。【『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午後6時00分 (第74報)』東京都】

02. 9月13日にボランティア活動の拠点として「三宅島児童・生徒支援センター」を設置した。

- ◆三宅島から都立秋川高等学校に避難している児童・生徒の生活と教育活動への支援を図るため、ボランティア活動の拠点として(中略)「三宅島児童・生徒支援センター」を設置しました。【『東京都災害対策本部 平成12年9月13日午後2時30分 (第123報)』東京都】

4-3. 長期避難と避難生活

1. 避難者の一時受入

01. 9月5日時点でオリピックセンターへの一時受入者（随行の村職員を除く）は593名であった。

◆オリピックセンターの一時受入者数等について（9月5日現在）

1 場 所	国立オリピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
2 受入人員	9月4日到着分 224名（うち随行の村職員 13名）
3 受入累計	9月4日まで 390名（うち随行の村職員 11名） 9月5日入所 224名（うち随行の村職員 13名）
累 計	614名（うち随行の村職員 24名）

【東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後2時00分（第63報）】東京都】

◆オリピックセンターの一時受入者数等について（9月6日現在）

1 場 所	国立オリピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
2 受入人員	9月3日入所 106名 9月4日入所 280名 9月5日入所 207名
計	593名(男性335名・女性258名)

※三宅村役場・三宅支庁職員を除く

【東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前11時15分（第70報）】東京都】

02. 9月6日に三宅島で1名の残留者が発見された。

◆9月6日 15:35 巡回中の消防本部及び消防団は、阿古夕景地区で民家にいた男性一人を発見。この男性は、65歳の一人暮らしで、数匹の猫を飼っているのと東京に不慣れなため残っていたと言っている。本部では説得の上、明日の定期船で東京へ避難させる方針。

【東京都災害対策本部 平成12年9月6日午後6時40分（第77報）】東京都】

03. 三宅村住民の島外避難の終了確認後に三宅支庁・三宅村職員も島外避難をおこなった。

◆三宅村住民の島外避難が終了したため、三宅村長の避難指示に基づき、三宅支庁及び三宅村職員が（中略）島外避難することとなりました。【東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後0時00分（第61報）】東京都】

2. 学童の避難状況

01. 9月7日時点で三宅島から都立秋川高等学校に避難した児童生徒数は(全444名の内)359名であった。

◆三宅島児童・生徒の都立秋川高等学校避難者数等について(平成12年9月7日10時現在)

1 児童生徒数	359名
(内訳)	
小学生	140名(避難前在籍生徒数209名)
中学生	106名(避難前在籍生徒数120名)
高校生	113名(避難前在籍生徒数115名)

『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後3時30分(第88報)』東京都]

3. 一時避難所から都営住宅等への移転

01. 避難島民へ一時提供する都営住宅等が増えた。

◆避難島民へ一時提供する都営住宅等を追加します。また、区市町村、都市基盤整備公団からも一時提供していただけける住宅の追加の申し出がありましたので、お知らせします。戸数等は下記のとおりです。

記

1 都営住宅等	199戸
2 区市町村住宅	9戸
3 都市基盤整備公団住宅	21戸

『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後2時40分(第85報)』東京都]

02. 9月8日、都営住宅等への入居を希望した世帯のあつせんがほぼ完了した。

◆これまで都営住宅等への入居を希望した世帯については、下記のとおり、ほぼ住宅のあつせんを完了しましたのでお知らせします。

入居決定戸数

872戸

『東京都災害対策本部 平成12年9月8日午後3時40分(第99報)』東京都]

03. オリピック在所者数は9月8日現在、ピークの591名から130名に減少した。

◆三宅島避難住民への対応状況について(9月8日現在速報値)

オリピックセンター受入人員及び在所者数

月日	センター入所者	退所者	在所者数(累計)
9月3日	106名	---	106名
9月4日	280名	2名	384名
9月5日	207名	---	591名

9月6日	---	104名	487名
9月7日	1名	109名	379名
9月8日	---	249名	130名
合 計	594名	464名	

注) 三宅村役場・三宅支庁職員を除く。

【東京都災害対策本部 平成12年9月8日午後7時50分 (第106報)』東京都】

04. 自力で移動が困難な方を対象にオリピックセンターから都営住宅等へバスでの移動を行った。

◆三宅島からオリピック記念青少年総合センターへ一時避難している住民のうち、障害者、高齢者、乳幼児のいる方、病弱者などで自力での移動が困難な方を対象に、下記によりバスでの移動を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 期 間 9月6日から9月8日まで

午前10時 オリピック記念青少年総合センターD棟前出発
午前中に終了する予定

2 台 数 4台

3 移動先 1台 (マイクロバス) 新宿駅南口まで
3台 (大型バス) 東京都住宅供給公社窓口センター

(鍵の引き取り場所) まで。

ただし、障害者の場合は当該団地まで。

4 移動ルート 乗車する方の移動先を見ながら前日の夕方の方々に決定する。

【東京都災害対策本部 平成12年9月6日午後2時40分 (第71報)』東京都】

05. 9月9日に東京都三宅村避難者一時受入本部は解散した。

◆本日オリピックセンターの入所者(9月8日現在入所者130名)は、全員退所しました。これに伴い、9月2日午後7時から設置していた「東京都三宅村避難者一時受入本部」は、本日11時をもって解散しました。【東京都災害対策本部 平成12年9月9日午前11時45分 (第110報)』東京都】

06. 9月6日に東京都職員共済組合「生涯運動場」の一時受入施設の避難住民は全員退所した。

◆三宅村からの要請により、一時受入施設として確保している東京都職員共済組合「生涯運動場」の入退所状況は下記のとおりです。

記

1 入所状況

第4期 被災地応急対応期

8月30日 22世帯 38名

2 退所状況

8月31日	4世帯	7名
9月1日	1世帯	1名
9月2日	1世帯	2名
9月3日	1世帯	2名
9月4日	8世帯	14名
9月5日	5世帯	8名
9月6日	2世帯	4名

※9月6日正午現在、この施設の避難住民は全員退所しています。

3 その他

なお、施設は、当面9月14日宿泊分まで一時受入施設として確保しています。

【東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後2時40分 (第85報) 東京都】

07. 都営住宅等の使用許可期間が延長した。

◆避難島民に提供した都営住宅等につきましては、下記のように、使用許可期間を延長致します。また、近県、区市、都市基盤整備公団、東京都住宅供給公社に提供願っている住宅につきましても、同様の取扱をいただけたこととなりましたので、お知らせします。

記

1 使用期間の更新

当初許可期間終了日の翌日から引き続き3か月間の使用を許可する。

2 許可対象者

三宅島火山活動に伴う避難者で、都営住宅等の使用を希望する者全員とする。

3 使用料

引き続き免除する。

【東京都災害対策本部 平成12年11月30日午後2時00分 (第225報) 東京都】

08. 東京都から救援物資が支給された。

◆避難した島民たちには、東京都から救援物資が支給された。テレビ、小型冷蔵庫、洗濯機、皿や茶碗・やかんや炊飯器、布団、スボーツウェアなどである。約100世帯が入居した団地では、寄せられた中古家具の保管場所も確保され、希望をとってなるべく公平に行きわたる工夫も島民自身の手によって行われた。そうしたところでは、大型家具や食器などが意外なほど集まってきた。【三宅島 島民たちの一年】三谷彰(2001), p.46】

4. 避難生活の問題点

01. 三宅村は、児童避難の方法として、三つの選択肢を提示し、意向調査を行った。

◆まだ、在島していたクラスの児童が母親と東京へ避難することになった。港で見送るお父さん、「六月の下旬から、もう六回も避難生活（降灰や泥流のため体育館や公民館に）したよ。」

島に残るお父さんの身を案じて、お母さんも涙が止まらない。午前中の校長会—学務長、都教委以下七名—を受けて、児童避難の方法が次のように決まった。

①都立秋川高校で寮生活と学校生活をする。保護者の同伴は不可。

②保護者とともに都営住宅に入居し、近くの小学校へ通う。

③親類宅から近くの小学校へ通う。

各家庭に電話をし、この3つの選択肢の中から選んでもらうこととなった。『三宅島こどもたちとの365日』小笠原康夫（2002/2），P. 57]

◆噴火騒動の中、夏休み中に行われた児童・生徒・保護者への意向調査から、二学期以降の秋川集団学校生活を希望した人数は、約八割近い三百四十三人だったと、後日知る。

これらの数字は、混乱のなか各紙ばらばらで、方向性を示す意味だけだ。緊急避難を決定した当の村教委幹部も校長代表らと秋川高校視察中であつたことを付け加えておく。

秋川の集団学校は、先に親元を離れていた子供たちを集めて九月四日に二学期始業式を行った。島の七つの小中高校が合同しての変則スタートだ。

小中学校は、それぞれの学年をまとめてークラスに編成し、高校は従来通りの形で授業を始めた。その時の児童・生徒合計数は、三百五十六人、教職員数は、百十六人と発表されている。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村築（2005/2），p. 98-99]

02. 三宅島の児童・生徒の多くは、都立秋川高校で学校生活を再スタートさせた。

◆東京の西郊あきる野市に通称「三宅島秋川学校」がある。間借りの校舎は都立秋川高校だ。秋川高校は、東京で唯一の全寮制普通高校である。平成十三年三月に最後の卒業生を送り出して閉校予定となっていた。創立は三十六年も前で、海外赴任者子弟や島からの進学者を受け入れる目的で設けられた男子校だ。三宅島からも多数行っており馴染み深い。閉校を前に校舎も寮も三宅島の子供を受け入れるに十分な空きがあり、実に幸運であった。ここを集団避難先の学校生活の場に選んだのである。収容されたのは、三宅島の三つの小学校と三つの中学校、それに都立三宅高校の子供たちと教職員全員であつた。それは三宅島雄山が最後に大噴火した平成十二年八月二十九日に突然のスタートで始まった。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村築（2005/2），p. 97-98]

03. 学校生活の最大の特徴は、小学生から高校生までが全寮制で集団生活を行うことだった。

◆学校生活の一番の特徴は、全寮制にある。三棟の寮のうち、一棟を男子、一棟を女子に充て、一棟は秋川高校三年生が使用していた。

下級生を持たぬ最終の秋川高校生は、突然の闖入者に驚いただろうし、小学一年生からの集団寮生活など、半世紀も昔の学童疎開以来だ。近年流行の山村留学に例をみるくらいで、子も親も確たる覚悟ができてのこととは思えず、どれほどのショックだったか計り知れない。多難な船出であった。年上の子が下の子の面倒をみる形で、昼は学校、夜は先生たちが親代わり役の暮らしとなり、生活は一変した。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村榮(2005/2), p. 99]

04. 集団学校生活は、児童・生徒、教員、保護者に様々な課題とストレスを与えた。

◆こうして家族別れの秋川集団学校生活は、避難と同時に始まったのである。

その結果は、日ならずして様々なトラウマとなって現われた。寮には女子トイレがない。

低学年用の机や椅子は、近隣の小学校の余りを貰う。教科書を持たぬ子もいた。洗濯したことのない子が多く、年上の子に教わってやる。その混乱ぶりは想像に余りある。集団食事も朝昼晩と続けば、日頃の楽しい学校給食とはずいぶんと趣も異なってくる。朝夕家族と一緒に食事から一気に切り離されたのだ。当然、好き嫌いなど許されない。

最低限の衣食住と教育の環境は整えられ、とにもかくにも二学期をスタートできたことは、一連の避難騒動の中でも幸運だったといえよう。次代を背負う子供とその教育重視の姿勢は高く評価されてよい。

三宅島全島避難の中で唯一足並の揃ったのが、この集団学校避難と特異な全寮生活だった点に注目したい。世間もまたこのことに関心を寄せ、同情と支援が集まり、以後長く話題となつて続いた。

しかし、組織や人手、物資が整ってきても気持ちの切り替えや心の手当ては容易ではなく、深刻さは次第に増していった。

・昼間元気な子も、夜はベッドで泣き、授業中体調を崩して保健室に行ったり、設置の無料電話には長い行列ができたという。

親代わりを務める先生は過労とストレスに苦しみ、親は心配で仕事探しもできないとニュースは伝えていた。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村榮(2005/2), p. 100-101]

05. 児童が学校生活の中で癒しとなったのは、親や家族との電話だった。

◆九月初、緑の公衆電話が男子棟女子棟に一台ずつ設置されていた。小中高とあわせて二〇〇名の児童生徒に一台だけであった。それまでは子どもたちが両親と連絡があつても、寂しくても、なにも連絡を取る手段はなかった。急な避難でもあり、携帯電話を持ってい

る子はもちろん誰もいなかった。

テレホンカードがまもなく支援者の方から届けられるようになった。電話が入ってから数ヶ月は電話の前が行列だった。特に、小学校の夜の学習時間が終わり、就寝準備をする八時四五分前からピークである。寝間着を着た子どもたちが一〇数人は並び、電話している子どもは

「お母さん、迎えに来て!。」とか「お母さんに会いたい。」と話している。私にもその必死の思いが伝わってくる。ほとんどの子は電話で話している時には決まって涙を流したり、目を赤くしている。お母さんの声を聞くだけで今まで我慢していた緊張が解けるのだから。

それを待っている子ども、その声を聞いて早く電話がしたくてたまらないという様子で待っている。でも、「早くしろ」などと言う子はいない。電話している子どもも気持ちで自分の気持ちでもあることがわかるのだ。電話の番が回ってくると急いでカードを入れて、「お母さん。」とまず呼びかける。そして「お母さんに会いたい。」「帰りたい。」というふうになる。そこで、お母さんからいろいろと慰めの言葉がかけられる。しばらくする寮の中や学校の中であったことをお母さんや先生にいろいろと報告する。最後にはうんうんというなすい電話を切るという様子である。

一週間後には各棟に二台の電話が増えて、計三台ずつになった。この頃も電話をする子どもたちはどんどん増えているという状況だった。いままで我慢していた子どもも電話が三台に増えて、テレホンカードも支援の方からたくさん寄せられていたので、使い切った子どもにはどんどん追加して配布していた。この頃も小学生のピークは同じ、午後八時四五分から九時二〇分程までである。その時間になると各電話機に数人が並び、あちこちから泣き声が聞こえて来るという状況であった。この傾向は、特に女子の方が多かった。泣き声をあげるのは女の子が多かった。『三宅島 子どもたちとの 365 日』小笠原康夫 (2002/2), p. 86-88]

06. テレホンカードの寄附は、学校生活の中で児童が親や家族とのコミュニケーションに役立った。

◆秋川高校に避難してきて一週間が経った頃、小学校 4 年生の女の子数人が私を訪ねてきた。

そして、数十枚のテレホンカードを手渡してくれた。三宅島の子どもたちに渡してほしいという。避難してきた子どもたちがお父さんや母さんに会えないでいることをテレビで見ても自分もできることはないかと、お父さんと相談してテレホンカードを集めたという。その子は学級の友達にも呼びかけ、立川の駅前でも募金箱に手作りの説明書きを貼り付けて、通りかかると人に声をかけた。たくさんの方々が協力してくれた。その 1 週間もかかって集めたという貴重なテレホンカードを私は手渡された。小学生の女の子が三宅島の子ども達のために駅前に立つというその実行力には本当に感激した。

一緒に付き添ってきてくれたお父さんからそのいきさつを聞いている時の女の子とその友達の間にも言えない照れくさそうな満足したような表情が忘れられない。

そのお父さんは、実は私の学生時代の友人である。その友人も娘の姿に触発されたことで会社の関係者に声をかけて五〇〇枚ほどのテレホンカードを集めてきて、一緒に渡してくれた。

私たちが秋川に到着してまだ2週間というあわただしい中で忘れられない出来事であった。『三宅島 こどもたちとの365日』小笠原康夫(2002/2), p.73-74]

07.様々な問題から、集団学校生活の児童・生徒数は、次第に減少していった。

◆二学期も終わりに近づくと、現場の先生からは、「もう限界だ」と悲鳴が上がリ、教育の質が問われ始めた。何より顕著に現われたのは子供が一人去り、二人去りと姿を消して、親元から地域の学校に通い出したことである。本来の家庭生活が強く求められていたのだ。

九月に百四十一人いた小学生が、十一月中旬には百七人に減っていた。特に一・二年生に限ると、三十二人が十六人へと半減していた。

関係者全員が悩むなか、村教委は年末に結論を出した。新年度の新一年は募集せず、都内で二番目に多くの島びとが暮らす武蔵村山団地から秋川学校までスクールバスを走らせること。

そして、四月の新年度を迎えた。

小学校は、全児童二十七人。中学校は、五十八人に減っていた。中でも小学校は、三年生が一人、四年生が二人、五年生が三人、二年生が四人という僻地の分校に見られる姿に様変わりし、学校として成り立つのかさえ危ぶまれるスタートだった。

三宅高校の卒業生は四十一人。そして島の三つの中学校卒業生のうち、三宅高校に進学した生徒は、二十一人だった。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村築(2005/2), p.102-104]

08.児童数の著しい減少から、村立学校のあり方をまとめるため、教育委員会が開催された。

◆六月より「三宅村立学校のあり方」を考える懇談会が開催されてきた。児童・生徒数の減少が著しいこと秋川での小学校中学校のあの方を話し合うものである。教育関係者やPTA、地域の方などで構成している。直接小中学校の教員を加えて話し合ったり、授業参観をしたり、夜の寮での生活を見たり、たいへん精力的に活動してきた。

昨年は混乱している状況もあったが、寮のようすなど一度も見ることなく方針を決めてきた。今年度は実状をよく見てということで教育委員会関係者の熱意が感じられる。

来年度は六人以下となることが確実の、この秋川の小学校を学校として続けていくのかどうかということは、私たち教員にとっても最大の関心事である。

夏休みがあげた九月五日、村立学校のあり方をまとめるための教育委員会が開催された。

そのまとめた見解は次の通りである。

【三宅村教育委員会の見解】(三宅村広報より)

1. 平成十四年度も帰島できない場合には、引き続き旧都立秋川高等学校の校舎を借りて、三宅村の学齢児童・生徒を就学させるために必要な学校を置く。
三宅・阿古・坪田の3つの学校は、秋川においては一緒になって教育活動を継続する。

ただし、これは秋川での臨時的な措置であり、村立学校設置条例は変更しない。

2. 小学校については、平成十一年度の在籍者は、3年生から6年生まで合わせて6名になる見込みである。一層のきめ細かい個別の指導が可能になる面もあるが教育活動にさまざまな制約を受けることもある。

保護者が秋川での村立小学校の実態を正しく理解できるよう、三宅村教育委員会は、より丁寧な情報提供に努める。

平成十二年度は前年度と同様の教員数で教育活動を行っている。平成十四年度については、避難生活の長期化や転出児童の増加に伴い、教員の業務内容を十分に検討し、東京都教育委員会と相談する。

3. 中学校については、平成十四年度は、平成十三年度と原則として同様の形で教育活動を継続する。『三宅島 こどもたちとの365日』小笠原康夫(2002/2), p. 213-214]

09. 三宅島島民の避難生活の中で、散りじりとなった島びとの1/3を集める「ふれあい集会」は、最大の楽しみな行事となっていた。

◆公式には、「三宅島島民ふれあい集会」というが、誰もが「ふれあい集会」で通しており、その方が馴染んでいるので、以下これを用いる。

これは避難した島びと最大の楽しみ行事で、文字通り懐かしい顔と親しくふれあえる喜びがある。日ごろ離れてままならぬ思いが弾けて抱き合い涙する光景が随所に見られる。

島に絡む行事はあちこちで催されるが、これほど大がかりなものはない。散りじりの島びとの1/3を集め、旧交を温める功績は大きい。

会は春秋二回行われる。避難四年で都合八回実施された。

主催は、同実行委員会と三宅村で、後援に東京都や港区が加わる。実際は支援センターと多数のボランティア、それに協賛企業・団体の支援なくしては成り立たないものだ。

会場は当初から一貫して港区の芝浦小学校が充てられてきた。都心の交通便や各避難地からの距離を考えて、島びとと上京の折に馴染んでいる竹芝桟橋や羽田空港港途中で、場所を迷うこともないからである。

それにしてもよくこれほどまでに肩入れして下さるものかと会場提供校に深く感謝している。聞けば、昭和六十二年の伊豆大島三原山噴火の折も全島避難の大島町の方々を一カ月間体育館でお世話したというから、災害ボランティア校で根づいた風土があるのだ

ろう。

話をふれあい集会に戻そう。これまで催された八回の実施日は、次の通りだ。

第一回	十二年十二月三日	参加千五百人
第二回	十三年四月十五日	参加二千人
第三回	十三年九月三十日	参加千五百人
第四回	十四年四月二十一日	参加千六百人
第五回	十四年十一月四日	参加千三百五十人
第六回	十五年五月十八日	参加千三百人
第七回	十五年十一月二十四日	参加千三百人
第八回	十六年五月八日	参加千三百人

いずれも日曜日で、十時から夕方四時までを目安に行われた。午前中は校庭の催しを中心で、あいさつ、木遣り太鼓、シジ舞い、島唄などが郷愁をそそり、ボランティアによるテント群の飲食接待で島びと仲間が交流を楽しむ。午後は体育館で講演やシジウム、島の様子映像紹介や役場との対話が行われた。【『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村柴(2005/2), p.172-174】

10. 島では釣りや畑仕事の現役だった高齢者は、避難生活で何もすることがなく、ストレスを溜めていった。

◆高齢者の中には、帰島の願いもかなわずに亡くなった人もいる。慣れない土地での団地住まいは高齢の身にとつてきびしい。「二階に住んでいるが階段がきつい。できれば一階にかわりたい」と相談してきたT子さんが、翌日には「やっぱりわがまま言うてはいけないと思うから」と泣きながら電話をかけてくる。私は「希望は出していいのですよ」と答えるが、取り消してくれと言つてきかない。T子さんは心臓に持病がある。毎日することがないのが何よりもつらい。島では高齢になつても現役で働いていた人が多かった。庭や畑では季節の野菜がみごとに収穫されていたし、釣りの名人も大勢いた。【『三宅島 島民たちの一年』三谷彰(2001), p.53】

11. 避難生活の長期化で「生活が苦しくなった」住民が多くなった。

◆三宅島の住民は、避難中に島民連絡会という組織を作つて、悩みを共有したり、行政への要望をまとめたりしてきたが、連絡会が行つた調査(二〇〇〇年(平成十五)夏)では、避難生活の長期化で「生活が苦しくなった」と答えた人が 69%に達し、島にいた頃に比べて「預貯金がかかり減った」人が52%もいた。【『災害情報が命を救う』山崎登(2005/12), p.165】

12. 島民は、避難生活の長期化で帰島後の生活に不安を感じていた。

◆島びとの予想を超える形で避難は長期化の様相を見せ始めた。
初めの一年は、心配しながらも火山活動の行方を見守る島暮らしの延長であった。それ

なりの手当でも受け、世間の同情もあって、のんきだった。

二年目には一時帰島が始まり、わが家を見て誰もが惜然とした。帰島の見通しが立たないことも不安に拍車をかけた。遅まきながら島民連絡会を立ち上げ、行政や議会に働きかけ始めた。島びとは必死に働き始めた。

三年目に入ると避難暮らしにも生活格差が生じ、困窮者や年寄り、病人の深刻さは増していった。一時帰島による家屋手入れにも疲れが見えてきた。子供の教育、帰島後の生活問題と次々難問が火を噴き、その対応策を見出せず、焦りや不安が増幅していった。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村榮(2005/2), p. 226]

13. 雲仙や有珠山等の噴火被災地と連携し、復興までの情報等を共有する動きが始まった。

◆噴火被災者は三宅島の島びとだけではない。活火山いっぱい日本では、昔から噴火の惨事は実に多く歴史に残り、語り継がれてきた。でも、古いことや遠い地のことは、忘れられて他人事だ。日本には活動火山だけでも百八山あり、三宅島はAランク十三のうちに入っている。

雲仙では二百年ぶりの大噴火に地元の人々は初めてだと驚いている。「島原大変、肥後迷惑」の逸話さえあるのだ。有珠でも先の大戦中に昭和新山ができる大噴火があり、日ごと高く育つ墳丘を地元郵便局員が糸目盛で正確に測定記録していた話は有名だ。わずか六十年足らず昔のことである。(中略)

雲仙は五年経て噴火を止め、その被災地に最初に戻って家を建てた人は八年目と聞いておる。有珠の方は三宅島より三カ月早く噴火して、その活動は今なお続いているのに危険地帯を区切って温泉街を再開している。耐える根気と復興の努力のほどに敬服する。(中略)

三宅島復興につながる知恵や役立つ情報などは、ぜひ島びと全体で共有してほしいと願っている。受け止める側の島びとも積極的に広い世間に目を向けてと願っている。それが噴火被災地間の市民連携になり、思わぬ成果を生むこともあるのだ。孤立した島暮らしから気持ち広い世界に窓を開くきっかけにもなる。その方法や役立て方は、島びとそれぞれが工夫すればよい。

修学旅行で中・高校生が地震や戦災などにテーマを絞って歴史や異文化から体験を通して学ぶ時代である。

噴火被災地との連携が実を結んだ例を十五年五月十四日の国会陳情に見る。

「被災者生活再建支援法」改正を求めて十六万人近い署名を添え、衆議院議長に請願書を出した。超党派の国会議員十数人が立ち会い、同じく四十人近い議員賛同を得ての第一歩だ。これだけ大きな動きができたのも「火山市民ネット」の連携があったからだ。三宅島島民連絡会を支えてくれたのは NP0 法人島原普賢会であり、同じく洞爺にぎわいネットワークの方々である。もちろん、全国の皆様の強力な後押しがあったことは言うまでもない。『三宅島 噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』村榮(2005/2), P. 248-251]

4-4. 被災住民の支援活動

1. 避難者への支援

01. 避難している小中高校生に休養の場を提供する目的で、ボウリング施設を無料で開放した。

- ◆1 概要 三宅島から避難している小中高校生に休養の場を提供する目的で、東京都五日市勤労福祉会館のボウリング施設を無料で開放します。
- 2 実施の時期 平成12年10月28日(土)から当分の間
- 3 対象者 三宅島の小中高校生及び引率者
- 4 利用方法
- (1) 個人利用の場合 受付で三宅島の生徒であることを申し出る。ただし、小学生については保護者の同伴が必要です。
- (2) 団体貸切り利用の場合 利用日の一週間前に予約をする。
- (3) 時間 (1)、(2)の場合とも中学生・高校生のみの利用は午後5:00までです。
- 5 会館所在地 東京都五日市勤労福祉会館 あきる野市五日市110-1
JR五日市線・武蔵五日市駅下車徒歩6分
電話 042-595-0391
- 【『東京都災害対策本部 平成12年10月26日午後3時30分 (第202報)』東京都】

02. 避難されている方々に、動植物にふれあい、憩いのひとときを過ごしていただくため、都立動物園及び植物園へ招待した。

◆東京都では、三宅島から避難されている方々に、動植物にふれあい、憩いのひとときを過ごしていただくため、島民の方々を下記のとおり都立動物園及び植物園へご招待します。ご家族でのお出かけの場所として、また、三宅島のご親戚・お知り合いの方々との再会の場所として、動植物園をぜひご利用ください。

記

- 1 期間 平成12年11月23日(木・祝)～11月26日(日) 【4日間】
- 2 施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園
井の頭自然文化園、神代植物公園、夢の島熱帯植物館
- 3 対象 三宅島島民の方々
- 4 入園料 無料(入場の際は、各施設の窓口にお申し出ください。)
- 【『東京都災害対策本部 平成12年11月16日午後2時00分 (第219報)』東京都】

03. 都営桐ヶ丘団地に避難されている約200世帯の方を対象に、クリスマス会を催した。

◆交通局北自動車営業所では、三宅村から都営桐ヶ丘団地に避難されている約200世帯の方を対象に、桐ヶ丘三宅島ボランティア会と共同で、下記のとおりクリスマス会を催します。なお、当日は三宅村の皆さんを貸切りバスで、無料送迎いたします。

記

日 時 平成12年12月23日(土)

【東京都災害対策本部 平成12年12月21日午後3時00分 (第241報)】東京都】

4-5. 被害調査

1. 被害調査

01. 9月5日、3カ所で泥流の発生が確認された。

◆三宅島の泥流発生及び同監視状況について

1 泥流発生状況

本日、午前11時現在、次の3カ所で泥流の発生が確認されました。

(1) 新澤池付近

(2) 椎取神社付近

(3) 阿古～伊ヶ谷の中間付近

2 泥流監視状況

東京都では、三宅島の泥流対策の一環として、昨日、島内5溪流6カ所に泥流発生警報装置(ワイヤーセンサー)を設置したところですが、このうち本日午前11時現在、4溪流5カ所でワイヤーセンサーの切断信号が確認されました。

この装置は、泥流発生の恐れのある溪流にワイヤーを張り、泥流によりワイヤーが切断されると無線電波により三宅村役場及び都三宅支庁に送信するものです。

【東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後1時00分 (第62報)】東京都】

02. 9月5日、防災関係機関が340名残留した。

◆9月5日の防災関係機関の残留者数は340名となります。内訳は下記のとおりとなります。

記

1 船中泊	217名
2 島内泊	123名
島内泊の主な関係機関	東京都関係 28名
	三宅村役場 5名
	警視庁 26名

03. 都営桐ヶ丘団地に避難されている約200世帯の方を対象に、クリスマス会を催した。

◆交通局北自動車営業所では、三宅村から都営桐ヶ丘団地に避難されている約200世帯の方を対象に、桐ヶ丘三宅島ボランティア会と共同で、下記のとおりクリスマス会を催します。なお、当日は三宅村の皆さんを貸切りバスで、無料送迎いたします。

記

日 時 平成12年12月23日(土)

【『東京都災害対策本部 平成12年12月21日午後3時00分 (第241報)』東京都】

4-5. 被害調査

1. 被害調査

01. 9月5日、3カ所で泥流の発生が確認された。

◆三宅島の泥流発生及び同監視状況について

1 泥流発生状況

本日、午前11時現在、次の3カ所で泥流の発生が確認されました。

(1) 新澤池付近

(2) 椎取神社付近

(3) 阿古～伊ヶ谷の中間付近

2 泥流監視状況

東京都では、三宅島の泥流対策の一環として、昨日、島内5溪流6カ所に泥流発生警報装置(ワイヤーセンサー)を設置したところですが、このうち本日午前11時現在、4溪流5カ所でワイヤーセンサーの切断信号が確認されました。

この装置は、泥流発生の恐れのある溪流にワイヤーを張り、泥流によりワイヤーが切断されると無線電波により三宅村役場及び都三宅支庁に送信するものです。

【『東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後1時00分 (第62報)』東京都】

02. 9月5日、防災関係機関が340名残留した。

◆9月5日の防災関係機関の残留者数は340名となります。内訳は下記のとおりとなります。

記

1 船中泊

217名

2 島内泊

123名

島内泊の主な関係機関：東京都関係

28名

三宅村役場

5名

警視庁

26名

東京消防庁	30名
消防団	1名
東京電力	16名
建設関係	2名

【『東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後9時15分 (第67報)』東京都】

03. 都は、泥土の発生状況を調査し、発表した。

◆角屋敷バス停付近 (泥流除去作業 8時から開始)

厚さ 1m40～50cm 長さ 200m

伊ケ谷地区 (泥流除去作業 7時36分から開始)

厚さ 40～50cm 長さ 40m

神着地区

未確認

【『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前10時15分 (第69報)』東京都】

◆1 椎取神社

2 三七沢 幅14.5m×深さ2.4m×長さ7m 通行止め

3 平成モーターズ前 幅8m×深さ0.3m×長さ70m 通行止め

4 大沢 路肩決壊

5 御笏神社 幅10m×深さ1.5m×長さ100m 通行止め

幅7m×深さ1m×長さ30m 通行止め

6 フカコツコ館前 幅7m×深さ0.3m×長さ100m

7 角屋敷バス停付近 幅7m×深さ1.4m×長さ200m

8 三宅建設前 幅1.5km×深さ0.1～0.5m

9 空栗 (からくり) 橋 橋脚上危険

10 空栗 (からくり) 橋～平山橋 幅2km×深さ0.2m

【『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午後3時00分 (第72報)』東京都】

◆1 平山橋 堆土、転石多数

2 空栗橋 堆土 幅7～8m×深さ0.6m×長さ100m 流木多数

3 すみすり 堆土 幅8m×深さ0.6m×長さ100m

4 立根 (たつね) (1) 堆土 幅8m×深さ0.2m×長さ50m

5 立根 (たつね) (2) 堆土 幅8m×深さ1m×長さ80m

6 立根 (たつね) (3) 堆土 幅8m×深さ1.2m×長さ100～150m

道路損壊・電柱体倒壊・ケーブル切断

現在、阿古～坪田間走行不能

神着～坪田間の状況調査中

【『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午前10時45分 (第82報)』東京都】

◆阿古～伊ヶ谷～伊豆方面 一部片側通行
阿古～坪田 角屋敷付近の泥流などにより通行止め
漁船で坪田方面から阿古方面に向かい調査を実施
気象庁からの報告

午後には高さ約400mの噴煙があがり、風で流される状況が続く

『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後9時50分 (第96報)』東京都]

◆全壊1箇所 三七山側
半壊3箇所 仏沢・伊ヶ谷・坪田
路肩損壊2箇所 伊ヶ谷・坪田
気象庁からの報告

火山活動については、2,500mまでの白色噴煙が見えた。

『東京都災害対策本部 平成12年9月8日午後10時30分 (第108報)』東京都]

04. 9月16日、台風第17号が接近したため防災関係機関の残留者が全て三宅島から一時避難した。

◆台風17号が接近しているため、東京都災害対策本部は三宅村長と協議し、本日11時15分、安全確保のため一時避難することを決定しました。

12時に島内で活動中の全員を「かとれあ丸」に收容し、東京港へ向け15時に離岸します。なお、警戒要員についても島内の安全確認がとれ次第「かとれあ丸」で同時に避難します。

一時避難する「かとれあ丸」は台風が通過次第、速やかに三宅島に戻り、ライフライン維持等の作業を再開します。(遅くとも18日帰島、19日作業再開目途)

『東京都災害対策本部 平成12年9月16日午前11時15分 (第131報)』東京都]

05. 都内観測所でも環境基準を超える二酸化硫黄(火山活動による火山ガス)の濃度が観測された。

◆三宅島雄山の噴火の影響を受け、8月28日から都内の測定局において環境基準(1時間値で0.1ppm)を超える二酸化硫黄の濃度が観測されています。今回、これまでの結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1 二酸化硫黄の濃度が上昇した原因

8月25日以来、三宅島の上空では、南よりの風が継続することが多くなった。このため、三宅島の雄山の噴火に伴い、上空に吹き上げられた二酸化硫黄が南よりの風に乘って関東地方に運ばれ、関東上空で、下降流、空気の対流などで地表面に下降し、高濃度を記録したものと考えられる。

2 二酸化硫黄濃度が環境基準を超えた状況(区部・多摩部)

8月28日は、多摩部で、8月29日、9月17日は、区部及び多摩部で広範囲に環境

基準を超える値が観測された。特に、28日、29日は、高濃度が観測されている。

【東京都災害対策本部 平成12年9月27日午後2時30分 (第162報)】東京都】

06. 「かどれあ丸」に設置した「三宅島火山活動に係る現地災害対策本部」を10月7日に神津島に移設した。

◆都は、「かどれあ丸」に設置してある三宅島火山活動に係る現地災害対策本部を10月7日に神津島に移設することとしました。設置場所は下記のとおりです。

今後は、火山ガス等の状況を見ながら、三宅島における電話通話施設、観測機器などの維持、必要な道路啓開などの土木作業を行うこととなります。

なお、今後の三宅島・神津島間の交通は小型船舶等にて行う予定です。

【東京都災害対策本部 平成12年10月4日午後5時15分 (第182報)】東京都】

2. 被害状況

01. 農作物は三宅島全域で火山性ガスにより葉や茎が褐変した。

◆農地への降灰厚は全島避難時以前と変化はありませんが、農作物は三宅島全域で火山性ガスにより葉や茎が褐変する被害が生じています。なお、島の西北部及び南東部は風向きの関係から火山性ガスによる被害は軽微です。作物別には、サツマイモ、レザーフアン(シダ類)はガスに弱く、葉及び茎が褐変しているものが多くなっています。アシタバ、サトイモは葉の褐変はありますが、茎まで枯れているものは少なくなっています。また、サカキ等の常緑広葉樹は、ガスによる被害は比較的軽微です。【東京都災害対策本部 平成12年11月9日午後2時00分 (第211報)】東京都】

02. 天然林は、降灰により立木がすべて倒れ、壊滅的状態になっている。

◆林道雄山環状線から上部のヤシヤブシ等の天然林は、降灰により立木がすべて倒れ、壊滅的状態になっています。また、林道雄山環状線周辺のスギなどの人工林は、大半が降灰により幹の先端や中程で折れたり倒伏しています。これらより低地にある針葉樹は火山性ガスにより葉が赤色から茶褐色に変色しています。林道雄山環状線は、沢ごとに泥流が発生し路体損傷が激しくなっています。泥流は、沢の河床を基岩に達するまで掘り下げています。【東京都災害対策本部 平成12年11月9日午後2時00分 (第211報)】東京都】

03. 都は、都道周辺の鳥獣の状況を発表した。

◆都道周辺において目視で確認できた鳥獣は、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ハクセキレイ、キセキレイ、ウグイス、カワラヒロ、コジュケイ、キジバト、トビ、ネコでした。カラス、ヒヨドリのように雑食性の種は、ほとんどの調査地点で確認ができました。イタチ、カエル、アカコッコについては今回の調査では確認できませんでした。【東京都災害対

策本部 平成12年11月9日午後2時00分 (第211報)』東京都】

04. 都は、港湾、漁港、空港について、泥流等による被害状況の調査結果を発表した。

- ◆ (1) 湯の浜漁港 泥流の流入により泊地内の一部で若干水深が浅くなっています。
- (2) 大久保漁港 特に被害は見受けられません。
- (3) 伊ヶ谷漁港 泥流の流入により船揚場（施設の約1/3）及び物揚場の一部が使用不可能となっておりますが、その他の部分の施設は使用可能です。
- (4) 阿古漁港 特に被害は見受けられません。
- (5) 坪田漁港 地盤沈下により漁港全体が沈下していて、満潮時には漁船の接岸がしにくい状況となっております。
- (6) 三池港 定期船の接岸に支障のあるような被害は見受けられません。
- (7) 三宅島空港 泥流侵入及び泥流侵入によるフェンスの倒壊（約52m）が発生していますが、滑走路、エプロン等の施設は使用可能です。

【『東京都災害対策本部 平成12年11月10日午後2時00分 (第213報)』東京都】

05. 都は、道路、河川の調査結果を発表した。

- ◆ (1) 仏沢 道路幅員のうち約2/3が延長15メートル程度海側に損壊しており、車両の通行が困難な状況です。道路上にも土砂が堆積しています。
- (2) 三七沢 山側の泥流堆積地に小さな流路が形成されています。道路上にも土砂やコンクリート片が散乱しています。
- (3) 地獄谷 山側の土砂が一部海側に流出しています。また、泥流が堆積しているところに小さな流路が2本形成されています。
- (4) 椎取神社 神社の屋根や鳥居の上端を残して泥流が堆積しています。道路上にも数十メートルにわたり土砂が堆積しています。
- (5) 釜の尻沢 山側のダムを泥流が越流した痕跡があり、数棟に泥流が床下床まで流れ込んでいます。
- (6) 坊田沢 山側の村道にある橋梁が流木により閉塞されています。家屋2棟の損壊が見られます。
- (7) 伊ヶ谷地区 山側沢筋の村道が決壊しており、泥流が家屋4棟の床上に流入しています。
- (8) 空栗橋付近 海側の道路擁壁が20メートル程度決壊し、道路の一部が損壊しています。多数の流木が見られます。
- (9) その他 特に、島東部及び北部のどこどころの道路上では、泥流が堆積しており、舗装面に凹凸が見受けられます。

【『東京都災害対策本部 平成12年11月13日午後2時00分 (第215報)』東京都】

06.被災者生活再建支援法に基づく自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められた。

◆今般の三宅島噴火災害等により、三宅村においては、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められたので、東京都は国(国土庁)へ報告するとともに、公示したのでお知らせします。全壊、その他これと同等の被害を受けた世帯であつて同法に定める要件に合致する場合には、被災者生活再建支援金制度が適用され、申請により支援金が支給されます。なお、今後その他の世帯に対する同法に定める長期避難世帯の認定については、すみやかに国や村と十分協議してまいります。【『東京都災害対策本部 平成12年11月30日午前10時00分 (第224報)』東京都】

4-6. ライフラインの確保

1. ライフラインの確保に関する動き

01. 9月6日に停電の一部が復旧した。

◆電力の復旧状況

午前6時13分 神着地区・坪田地区 復旧

午前6時16分 伊豆地区 復旧

伊ヶ谷地区・阿古地区は現在も停電中(伊ヶ谷地区の送電施設の影響による)

これにより、伊豆・坪田地区のNTTは、復旧しました。

阿古地区の2箇所のNTTは自家発電電中ですが、1週間程度機能の維持が可能。

【『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前10時15分 (第69報)』東京都】

02. 三宅島現地災害対策委員の飲料水等を確保するために「海水淡水化装置」を設置。

◆本日、水道局では、三宅島において現地災害対策に当たる委員の飲料水等を確保するため、災害対策用「海水淡水化装置」及び応急給水資機材を現地に搬送するとともに、併せて運転要員等を派遣することとしました。【『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後9時50分 (第96報)』東京都】

03. 火山活動による火山ガス等の発生によりライフライン等の維持管理作業が縮小された。

◆東京都は、これまでチャーター船「かどれあ丸」を使用して三宅島におけるライフライン等の維持管理を行ってきました。しかし、9月15日以降、主として二酸化硫黄などの火山ガスの発生量が著しく増加し始めたため、「かどれあ丸」の着岸と三宅島での作業が困難になってきました。このため、火山活動による火山ガス等の危険が去るまでの間、ホテルシップ(かどれあ丸)によるライフライン等維持作業を中断し、新たに神津島村に設置する現地対策本部を拠点として、電話通信施設、観測機器など必要最小限の基礎の維持作業を行うこととします。【『東京都災害対策本部 平成12年9月27日午後5時30分 (第163報)』東京都】

06. 被災者生活再建支援法に基づく自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められた。

◆今般の三宅島噴火災害等により、三宅村においては、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められたので、東京都は国（国土庁）へ報告するとともに、公示したのでお知らせします。全壊、その他これと同等の被害を受けた世帯であつて同法に定める要件に合致する場合には、被災者生活再建支援金制度が適用され、申請により支援金が支給されます。なお、今後その他の世帯に対する同法に定める長期避難世帯の認定については、すみやかに国や村と十分協議してまいります。【『東京都災害対策本部 平成12年11月30日午前10時00分（第224報）』東京都】

4-6. ライフラインの確保

1. ライフラインの確保に関する動き

01. 9月6日に停電の一部が復旧した。

◆電力の復旧状況

午前6時13分 神着地区・坪田地区 復旧

午前6時16分 伊豆地区 復旧

伊ヶ谷地区・阿古地区は現在も停電中（伊ヶ谷地区の送電施設の影響による）

これにより、伊豆・坪田地区のNTTは、復旧しました。

阿古地区の2箇所のNTTは自家発電中ですが、1週間程度機能の維持が可能。

【『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前10時15分（第69報）』東京都】

02. 三宅島現地災害対策委員の飲料水等を確保するために「海水淡水化装置」を設置。

◆本日、水道局では、三宅島において現地災害対策に当たる要員の飲料水等を確保するため、災害対策用「海水淡水化装置」及び応急給水資機材を現地に搬送するとともに、併せて運転要員等を派遣することとしました。【『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後9時50分（第96報）』東京都】

03. 火山活動による火山ガス等の発生によりライフライン等の維持管理作業が縮小された。

◆東京都は、これまでチャーター船「かとれあ丸」を使用して三宅島におけるライフライン等の維持管理を行ってきました。しかし、9月15日以降、主として二酸化硫黄などの火山ガスの発生量が著しく増加し始めたため、「かとれあ丸」の着岸と三宅島での作業が困難になってきました。このため、火山活動による火山ガス等の危険が去るまでの間、ホテルシップ（かとれあ丸）によるライフライン等維持作業を中断し、新たに特津島村に設置する現地対策本部を拠点として、電話通信施設、観測機器など必要最小限の基礎の維持作業を行うこととします。【『東京都災害対策本部 平成12年9月27日午後5時30分（第163報）』東京都】

04. 9月12日に阿古地区の通電が再開された。

- ◆平成12年9月12日の停電復旧状況は以下のとおりです。(午後3時37分現在)
- 阿古地区の通電が再開。

●停電中

伊ヶ谷地区の伊ヶ谷港周辺の316件
(うち低圧315件、高圧1件)

※原因は電柱の倒壊、傾斜による。

【東京都災害対策本部 平成12年9月13日午前9時50分 (第122報)】東京都】

05. NTT阿古中継所にトラゾルが発生した。

- ◆NTT自家発電の燃料が9月7日までしかかない。発電が停止すると、三宅島のみでなく、御蔵島村、青ヶ島村、神津島村のNTT電話及び携帯電話も不通となる。島に備蓄してある燃料を搬送する等、手段を講ずる。【東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後10時15分 (第68報)】東京都】

◆平成12年9月25日11時06分、NTT阿古中継所自家発電装置にエンジントラゾルが発生した。即時にバッテリーに切り替わったが、26日5時00分までしか運用できないため、かといれあ丸を神津島多幸湾に停め、以下のとおり復旧作業を行っている。【東京都災害対策本部 平成12年9月25日午後2時00分 (第154報)】東京都】

◆本日発生したNTT阿古中継所自家発電装置のエンジントラゾル復旧のため、NTT職員5名、警視庁職員3名、東京消防庁職員3名を派遣したが、復旧に至らなかった。

・本日の作業内容 応急対策として移動電源車に接続、17時30分に作業を終了。17時35分に阿古港を出港。

・中継所の稼働時間 中継所は移動電源車のみで26日12時00分まで稼働可能。
さらに東京電力が通電を行うことにより、同16時30分まで稼働可能であり、現在調整中である。

なお、中継所自家発電装置の不具合の原因は不明である。【東京都災害対策本部 平成12年9月25日午後6時25分 (第157報)】東京都】

◆9月26日の11:30をもってNTT阿古中継所自家発電装置のエンジンは復旧しました。
【東京都災害対策本部 平成12年9月26日午後3時40分 (第159報)】東京都】

第5期 帰島準備期(平成14年3/12一時帰宅～平成17年2/1避難解除)

5-1. 噴火活動の沈静化

1. 火山活動の沈静化

01. 小規模な噴火は続いている。

◆平成14年3月31日小規模噴火発生、北東方面で少量の降灰を確認

平成14年4月2日小噴火発生、東部で少量の降灰を確認

平成14年4月3日小噴火発生、東部で少量の降灰を確認

平成14年6月15日小噴火発生、三七山で少量の降灰を確認

平成14年8月1日小噴火発生、三池地区で少量の降灰確認

[三宅村商工会ホームページ <http://www.miyakejima.jp/funka/kuroku/kiroku.html>]

02. 火山活動は長期的に低下傾向にある(平成14年5月)。

◆平成14年5月23日、三宅島では山頂火口から二酸化硫黄を多量に含む火山ガスが依然として放出され続けているが、その量は減少してきている。山頂からの二酸化硫黄の放出量は、長期的には減少傾向が続いている。噴煙の高さや勢いも長期的に下降傾向である。島の収縮を示していた地殻変動は鈍化し、この1年間の地殻変動の傾向に大きな変化はない。今後も少量の降灰をもたらす小規模な噴火は発生する可能性はあるが、火山活動は全体としては依然として低下途上にあると考えられる。火山ガスの放出量は減少傾向にあるが、現在でも風向きにより二酸化硫黄の濃度が高くなることがある。風下に当たる地域では引き続き火山ガスによる警戒が必要。また、雨による泥流には引き続き警戒が必要。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p.79]

03. 火山ガスは平成12年10月頃の最盛期より1/6程度まで減少している(平成14年10月)。

◆平成14年10月15日、三宅島では依然として山頂火口から二酸化硫黄を多量に含む火山ガスが放出され続けているが、その量は減少してきている。火山ガスは白色の噴煙として連続的に放出されているが、その高さや勢いは長期的には低下傾向にある。二酸化硫黄の放出量も、最近数ヶ月では1日あたり4千～1万数千トン程度となり、平成12年10月頃の最盛期と比べると1/6程度になっている。山麓で高濃度の二酸化硫黄が観測される頻度も少なくなっている。火山性地震の活動に大きな変化はないが、地震の頻度や低周波地震の振幅に低下傾向が見られる。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p.79]

04. 火山ガスは長期的には低下傾向にある (平成15年1月)。

◆平成15年1月21日、火山ガスは、その高さや勢いは長期的には低下傾向にある。二酸化硫黄の放出量も、最近数ヶ月では1日あたり3千~1万トン程度となっている。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 80]

05. 火山活動はゆっくりと低下してきている (平成15年5月)。

◆平成15年5月13日、火山活動は、全体としてゆっくりと低下してきているが、最近半年程度は低下の割合が緩慢になっている。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 80]

06. 火山ガスの放出は当面続く (平成15年10月)。

◆平成15年10月28、火山活動は、全体としてゆっくり低下してきているが、最近1年程度は低下の割合が緩慢になっており、火山ガスの放出は当面続くと考えられる。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 80]

07. 火山活動は、最近1年半以上大きな変化はない (平成16年6月)。

◆平成16年6月30、火山活動は、最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられる。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 81]

08. 現段階で大規模な噴火につながる兆候は認められない (平成17年2月)。

◆平成17年2月23日、平成16年11月末から4回の小噴火が発生したが、火山活動は、全体として大きな変化はない。今後もし山麓に降灰をもたらす程度の小規模な噴火の可能性はあるが、現段階で大規模な噴火につながる兆候は認められない。二酸化硫黄を含む火山ガスの多量の放出はしばらく継続すると考えられる。今後も局所的に高い二酸化硫黄濃度が観測されることもあるので、風下に当たる地区では引き続き火山ガスに対する警戒が必要。また、雨による泥流にも引き続き注意が必要。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 81]

5-2. 避難指示の解除

1. 避難指示解除にむけての動き

01. 平野三宅村長から石原都知事に対し、避難指示解除への理解と支援を要請した。

◆16年7月20日、平野三宅村長から石原都知事に対し、三宅島の帰島問題について「『災害対策基本法第60条第4項』に基づき、平成17年2月に避難指示を解除し、村民の帰島を実施することを決断したいと思うので、ご理解とご支援をお願いしたい。」旨の要請が行われた。石原都知事は、「火山ガスの放出は依然として続いており、その影響については、専門家も100%の保証はできないという状況にある。帰島については、そのようなことを十分に踏まえて、自己責任というものを考えられたうえで、村民の方々がご自分で決断し、選択されるべきものと考ええる。村は、火山ガスの状況や村民の方々の意向、そして、今後専門家の意見を聞きながら進めていくべき安全対策などを総合的に判断して、避難指示を解除し帰島する意向を固められたものであり、都は村の判断を尊重したい。都としても、国と連携しながら帰島への取組を全力で支援していく。」旨のコメントを公表した。『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 93]

02. 避難指示解除にむけて様々な支援対策が行われた。

◆16年7月27日、三宅支庁内に「東京都三宅島帰島支援現地対策本部」(事務局:三宅支庁)を設置した。

16年8月4日、第1回「東京都三宅島帰島支援対策本部会議」を開催し、三宅島帰島支援に向けて各局が連携・協力して取り組むことを確認した。

16年9月17日、東京都三宅島帰島支援対策本部は、三宅島の避難指示解除に向け、平成16年度中に実施すべき村営住宅や医療体制の整備、学校の再開、産業基盤の整備など総事業費150億円の三宅島帰島緊急支援事業を実施することを決定した。

16年10月29日、三宅島における避難指示解除までの安全確保対策について決定した。

【『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p. 93】

2. 避難指示解除

01. 平野三宅村長が避難指示を解除した。

◆平成 17 年 2 月 1 日、三宅村長が避難指示解除 『平成 15 年東京都の災害』東京都 (2005/3), p. 94]

02. 一つの行政区の住民全員が四年半にもわたって避難を続けたのは初めてのことだった。

◆火山活動の影響で伊豆諸島の三宅島の住民が島を離れたのは、二〇〇〇年(平成十二)九月のことだった。二〇〇〇年(平成十二)六月から三宅島の地震活動が活発になり、七月に雄山が噴火した。その後も活動が活発化して低温の火砕流が出るようになり、三宅村は東京都などと相談して、すべての住民の島外避難を決めたのだった。

その後、有毒な火山ガスが大量に放出されるようになり、住民の避難生活は、二〇〇五年(平成十七)二月一日に避難指示が解除されるまで、四年半に及んだ。自然災害によって、一つの行政区の住民全員が、四年半にもわたって避難を続けたのは初めてのことだった。また、噴火による直接的な犠牲者を出していないことも大きな特徴だ。

当初、行政や住民は長くても半年間くらいは避難で、火山活動がおさまってくればはないかという期待をもっていたが、自然の活動はそう単純ではない。火山ガスの放出量は次第に減少したが、いまだにおさまったわけではない。

しかし、なんとか帰島したいという住民の強い希望に沿って、安全面での条件を整備することで帰島が実現した。『災害情報が命を救う』山崎登 (2005/12), p. 153-154]

03. 三宅村が帰島に踏み切った二つの理由。

◆二〇〇五年(平成十七)二月一日(火) 三宅島の避難指示が解除されたが、噴火前のように通常の生活ができる状態ではなかった。にもかかわらず、村が帰島に踏み切った大きな理由は二つある。

一つは、ガスの放出量が低下傾向で、ガスを避けながら生活できるレベルになり、大規模な噴火につながる兆候もみられないという専門家の見方があったことだ(二〇〇〇年(平成十六)十二月の火山噴火予知連の見解)。そこで、村は条例を作って観測体制と避難体制を整備した。

二つ目の理由は、四年を越える長期の避難生活によって、住民が精神的にも経済的にも厳しい状況に追い込まれたことだった。『災害情報が命を救う』山崎登(2005/12), p. 165]

04. 帰島を達成した喜びが三宅島住民の生きるエネルギーになっているのだろう。

◆帰島後から半年の三宅島を見て、住民の多くが避難生活を送っていたときよりも、ずっと生き生きしているように感じた。自分たちが望み続けた「帰島」を達成した喜びがエネルギーになっているのだろう。『災害情報が命を救う』山崎登 (2005/12), p. 160]